



図 2.2-7_現地踏査写真一覧

2.3 制約条件のまとめと課題の整理

「1.2 各法令等における制約条件の整理及び既存施設の把握」の内容を踏まえ、本事業地で民間活力を導入するにあたり制約となる条件を取りまとめた上で、想定される課題を整理する。

2.3.1 制約条件のまとめ

本事業地での現状の問題点を整理した上で、各法令等における制約条件を取りまとめる。

(1) 本事業地の現状に対する課題

本事業地は、魅力的な場所である一方、バーベキュー利用者等の放置ゴミによる景観の悪化や無秩序な駐車等が見られる。

また、維持管理状況については、河川管理施設以外の場所において除草が行き届かず雑草が繁茂していることで、一般利用者の利活用が難しく、本事業地の魅力である水辺空間を有効かつ安全に活用できていない状況となっている。

●本事業地の魅力

- ・ 貴重な水辺オープン空間
- ・ 市内随一の水辺空間
- ・ 三本の川が合流する特徴的な地形
- ・ 桜や鮎といった特徴的な資源を有する
- ・ 雄大な自然と近代的な街並みを臨む抜群のロケーション
- ・ 中心市街地から徒歩圏内（徒歩約16分）

●本事業地の課題

- ・ 放置ゴミによる景観の悪化
- ・ 無秩序な駐車
- ・ 雑草繁茂による利活用の低下



図 2.3-1_放置ゴミ及び植生繁茂の状況

1) 本事業地の現状における民間活力を導入する上での課題

本事業地での現状課題を踏まえ、本事業地で民間活力を導入する上での課題は、次のとおりである。

- ・ 全面河川区域内（河川法上の制約）
⇒民間事業者事業内容に制限が生じる。
- ・ 雑草管理不十分による景観への影響
- ・ 利用者のマナー違反による放置ゴミへの対応
- ・ 水辺空間を活かした魅力の創出
- ・ 利用者の安全管理

(2) 都市計画関連の上位計画に対する課題

厚木市は、東京都心へのアクセスも良好なことから、「住みたいまち」、「子育てしやすいまち」に選ばれることも多い。しかしながら、他の近隣都市と同様、中心市街地における緑化空間の不足や、新型コロナウイルス感染症の流行によって変革を余儀なくされている飲食等の地域事業者への新たな取組の資する場の提供が、都市計画関連の上位計画に対する課題となっている。

●都市計画関連上位計画に対する課題

■住みたいまち、子育てしやすいまちをめざして

- ・ 地域住民（特に子育て世代）が日常的に訪れ、憩える自然空間の整備
⇒中心市街地における緑化空間の不足
- ・ 厚木市のシンボルになりうるような、他にはない魅力的な施設の整備
⇒住み続けたい理由になる。

■世情を踏まえた利用ニーズの高まり

- ・ ライフスタイル及びワークスタイルの多様化に即したオープン空間の利活用の必要性
- ・ コロナ禍によって変革を余儀なくされる、飲食等の地域事業者への新たな取組に資する場の提供
- ・ 大規模イベントである「あつぎ鮎まつり」の今後の実施内容及び方法の検討

(3) 河川法令に対する課題

本事業地は河川区域であるため、民間活力を導入する上で次に示す課題が挙げられる。

●河川法令に対する課題

- ・洪水等治水上のリスクへの対応
- ・公共用物であることによる自由使用への対応
- ・ハード施設整備の制約への対応

2.3.2 制約条件に対する課題の整理

「2.3.1 制約条件のまとめ」で整理した内容を基に、民間活力導入に際し本事業地が河川区域内であることを踏まえた制約条件に対する課題を一覧にして、次頁に示す。

また、河川区域内における収益事業の実施にあたっては、河川空間のオープン化の指定を受ける必要がある。

表 2.3-1 民間事業実施の際に想定される河川法上の制約

条項	適用項目	概要 ※一部抜粋	民間事業実施の際に想定される制約
6条 1項	河川区域	この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域 二 河川管理施設の敷地である土地の区域 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域	・本事業地は、三号地指定されていない。 ⇒仮に洪水時により現況地形が改変される事態が生じた場合であっても、堤防等の河川管理施設に影響が無い限りは、河川管理者は原状復旧する必要が無いため、利活用上のリスクとなり得る。
13条1、 2	河川管理施設等の構造の基準	河川管理施設又は許可工作物は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。 2 河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。	・「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等となどであるが、一般的な河川工作物の構造物に対する技術基準となっているため、レクリエーション施設やアクティビティ施設等に対する適用は定められていない。 ⇒民間事業者にて、基準を準用しかつ、洪水流等の安全な流下など治水上支障がないことを技術的に証明することは難しい。
17条	兼用工作物の工事等の協議	河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。	・兼用工作物協定の策定、締結が必要。 ⇒河川管理者と河川占有者（民間事業者含む）で、安全管理、維持管理、補修修繕等の責任区分、費用負担区分等の設が必要であり、民間事業者のリスク分担が無くなることはない。
23条	流水の占有許可	河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	・流水を占有するためには、河川管理者の許可が必要。 ・土地を占有するためには、河川管理者の許可が必要。 ⇒河川管理者との協議は占有工作物の詳細図面が必要であり、場合によっては図面の修正や想定する計画が実施できない可能性がある。 ⇒協議の遅れを原因とした事業遅延リスクがある。
24条	土地の占有許可	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	
24条 準則 6条	占有主体	占有の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。 一 国又は地方公共団体 二 地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人 三 公益性のある事業又は活動を行う者 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者 五 都市計画法に規定する市街地開発事業を行う者 六 船舶係留施設等の整備を行う者	・河川敷地における占有主体は、原則として公共性、公益性を有する者等に限定されている。 ⇒民間事業者は、原則、河川区域の占有主体になることができない。
準則7の 1	占有施設	占有施設は、次の各号に規定する施設とする。 ・河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設：公園、スポーツ施設、レクリエーション施設、自転車歩行者占有通路：道路、鉄道、水道下水管、水防倉庫等 ・公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設・河川空間を活用した街づくりに資する施設：遊歩道、階段、公共駐車場、港湾施設等 ・河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設：船着き場、漁港関連施設等 ・住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設：道路、階段等	・占有施設は、河川利用の増進につながるものでなければならない。 ⇒原則として、営利目的の施設は整備できない。 ・治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること。 ・河川敷地の適正な利用に資すると認められること。 ⇒整備施設に対する制約条件が多く、実施できる事業が限られる。
準則7の 3		・第1項に規定する占有施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店、便所、休憩所、ベンチ等を当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。 ※売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）	
準則9の 1	他の者の利用との調整等についての基準	河川敷地の占有は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。	・河川は公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占有は原則として認めるべきものではない。 ⇒本事業地の全てを占有し、有料施設を整備することは困難
準則12 の1	占有の許可の期間	占有の許可の期間は、第七第1項第一号から第五号までに規定する占有施設に係る占有にあつては10年以内、同項第六号に規定する占有施設に係る占有にあつては5年以内で当該河川の状況、当該占有の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。 ※再占有の許可を申請することは可能。	・占有の許可に基づく権利は、公共用物である河川敷地を排他的・独占的に使用する権利であることに由来する内在的制約として、必要最小限度の期間のみ存続を認められているものである。 ⇒事業期間について長期間の設定ができない。
準則13 の2	占有の許可の内容、条件、監督処分等	占有の許可には、（省略）工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件（省略）その他の河川管理上必要があると認められる条件を付するものとする。	・占有の許可を得るためには、工作物の撤去計画を予め河川管理者に提出する必要がある。 ⇒有事の際の撤去に係る費用を事業費に計上する必要がある。
26条 1項	工作物の新築等の許可	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	・工作物を新築するためには、河川管理者の許可が必要 ・土地を掘削するためには、河川管理者の許可が必要 ⇒許可申請に伴い、河川管理者との協議が必要 ⇒想定する事業が、協議次第で実施できない可能性があり、事業計画が立てづらい。
27条 1項	土地の掘削等の許可	川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。	

2.3.3 河川空間のオープン化の整理

河川空間のオープン化は、都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とすることを目的に、河川管理者、地方公共団体等で協議会を活用することなどにより、地域の合意を図った上で、河川管理者が区域、占用施設、占用主体をあらかじめ指定し、占用を受けた営業活動を行う事業者等の河川敷地にイベント施設やオープンカフェ、キャンプ場等を設置することを可能とする制度であり、次に示す効果が期待できる。

●河川空間のオープン化で期待される効果

- ・民間事業者のノウハウ及び柔軟な発想による、河川空間の新たな魅力の創出
- ・民間事業者の収益事業で得られた収益の活用による、良好な水辺空間の保全・創出

(1) 河川空間のオープン化の指定にあたっての占用許可の基本方針

河川空間のオープン化の指定にあたっての占用許可の基本方針は、次に示す3項目を満たす必要がある。

ア) 地域の合意

協議会の活用等※により、次の事項について地域の合意が図られていること。

- ・区域：治水上、利水上支障のない区域を指定（都市・地域再生等利用区域）
- ・占用方針：施設、許可方針（許可条件）
- ・占用主体：公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

※協議会によること以外にも、市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、市町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。

イ) 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること

治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであること。

ウ) 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

(2) 占用の期間

河川空間のオープン化による占用期間は、10年以内となっている。

「河川敷地の占用許可について（改正平成28年5月30日 国水政第33号）」の抜粋を次に示す。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

（都市・地域再生等利用区域の指定等）

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
 - 二 イベント施設
 - 三 遊歩道
 - 四 船着場
 - 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
 - 七 日よけ
 - 八 船上食事施設
 - 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
- 一 第六に掲げる占用主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

(占有の許可の期間)

第二十四 第二十三の規定による占有の許可の期間は、十年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

(占有者以外の施設利用)

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。

三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数すること。

3 第1項の規定に基づき、第二十三の占有の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる（以下「公的占有者」という。）が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容（使用する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。

三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第 75 条又は第 77 条等に基づき必要な措置をするものとする。

一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。

二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(通則の適用)

第二十六 第五第 2 項から第 4 項まで、第十二第 2 項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附則

(経過措置)

1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。

2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。

4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

(3) 本事業地における河川空間のオープン化の指定

本事業地における河川空間のオープン化の指定に係る条件については、次の内容が想定される。

ア) 地域の合意

本事業地における地域の合意は、厚木市、河川管理者（神奈川県）、地域住民等による協議会を活用する方針とする。

イ) 通常の占有許可でも満たすべき基準に該当すること

治水及び利水の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したものであることとする。

ウ) 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

河川空間の利活用による本事業地を含めた地域の活性化及び、河川空間の魅力向上に寄与するものとする。

なお、本事業地における占有主体の選定については、民間事業者が占有主体となる場合（パターンA）と、自治体が占有主体となる場合（パターンB）が考えられる。

本事業地においては、「表 2.3-1_民間事業実施の際に想定される河川法上の制約」にて整理したとおり、民間事業実施に際し河川法上想定される制約条件が多く、民間事業者が占有主体となることはハードルが高いこと、また、河川管理者である神奈川県において河川空間のオープン化の区域指定が初事例となること等を踏まえ、今後手続きが円滑に進むと考えられる、自治体が占有主体となる形式（パターンB）を選択する。

占有主体選択の概念図を次頁に示す。

■河川占用主体のパターン

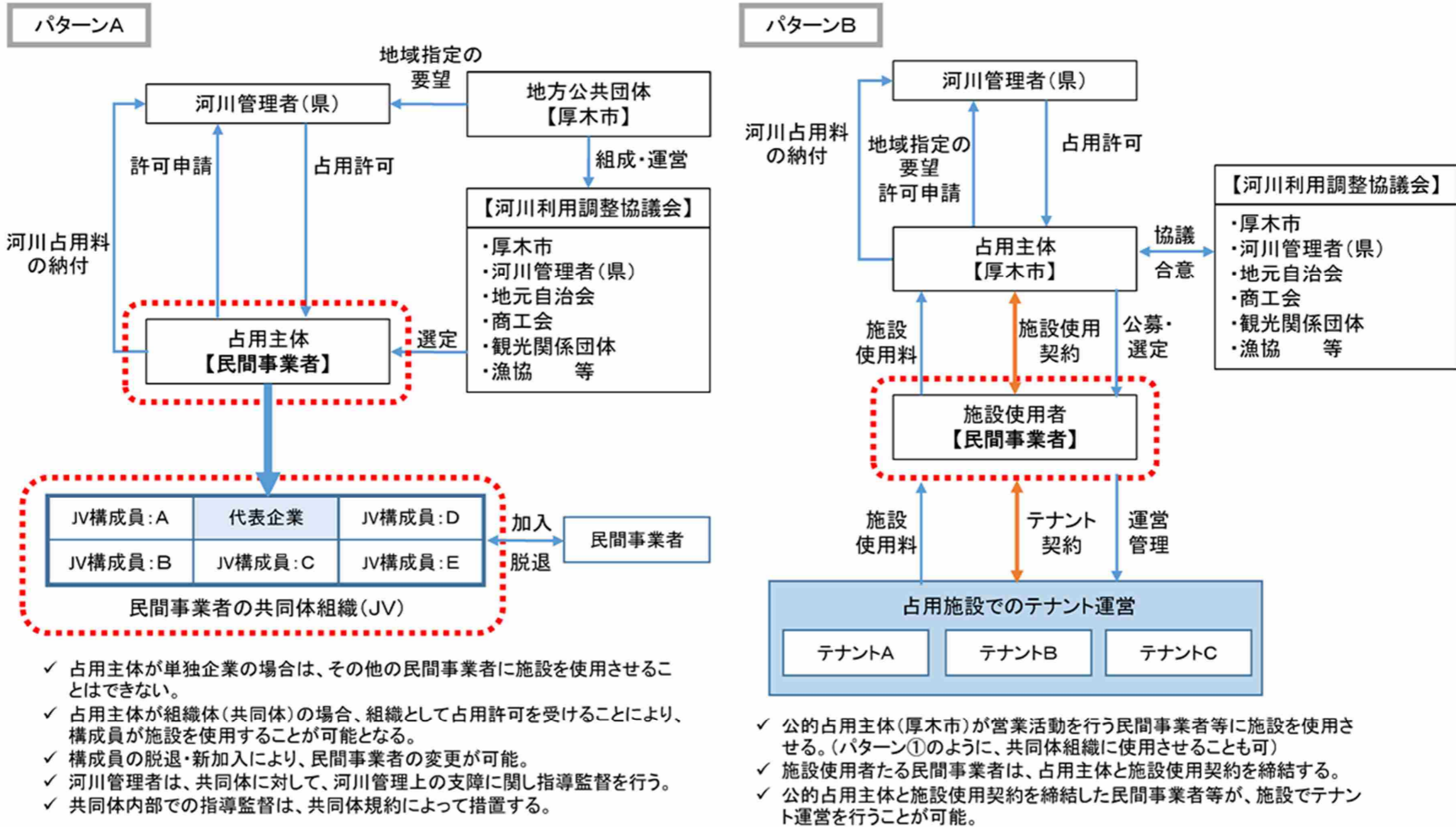


図 2.3-2_本事業地における占有主体選択の概念図

(4) 河川空間のオープン化までの一般的なスケジュール

河川空間のオープン化では、占有主体において「都市・地域再生等利用区域」の指定の要望書を河川管理者へ提出をし、河川管理者の確認及び、区域指定を受ける必要がある。

また、地域の合意として、「河川利用調整協議会」を経ることが一般的となっている。

本事業地における河川空間のオープン化のスケジュールについて、次に示す。

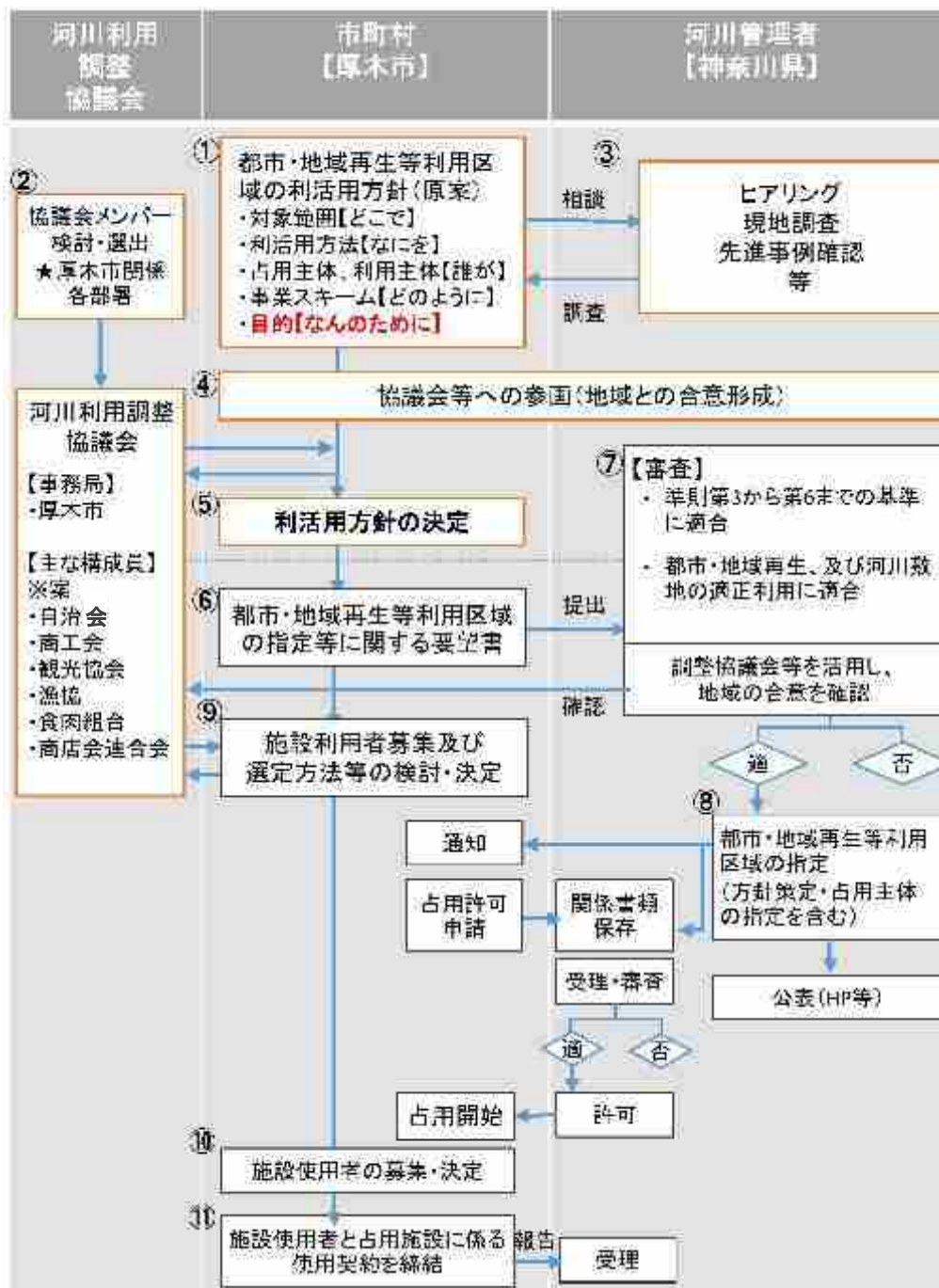


図 2.3-3 河川空間のオープン化の区域指定のスケジュール

(5) 本事業地における河川空間のオープン化の課題

本事業地における河川空間のオープン化の課題は、次に示すものが挙げられる。

特に、河川管理者である神奈川県が管理する河川において、河川空間のオープン化の事例が無いことから、河川利用等調整協議会の開催・運営も含め丁寧かつ緻密な協議が求められる。

●本事業地における河川空間のオープン化の課題

・課題①：

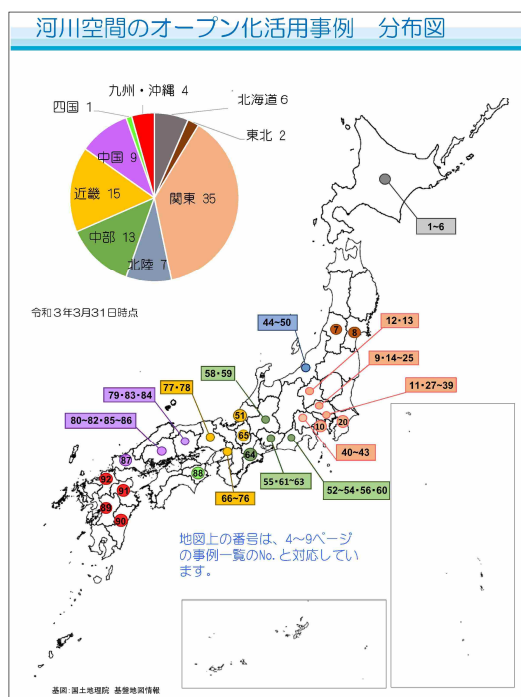
民間事業者の事業実施を踏まえた河川空間のオープン化の要件（特に、治水上及び利水上支障がないこと、河川敷地の適正な利用に資すること）に沿った施設整備による利活用案の構築

※平成 29 年度に実施された「相模川水辺ふれあい拠点基本設計」で想定されていた利活用機能では、治水上及び利水上支障がないことの確認がされておらず、河川敷地の適正な利用として礫河原の利活用が想定されていないため、利活用計画の見直しが必要

・課題②：

河川空間のオープン化に向けた、河川管理者との河川協議

※神奈川県管理河川では初事例(全国では令和 3 年 7 月段階で 196 事例あり)であり、検討プロセスや手順、作成する資料、協議に要する時間等が不透明であるため丁寧な検討プロセスと説明が必要



出典_河川空間のオープン化活用事例集（国土交通省水管理・国土保全局 R3.7）

・課題③：

地域合意を得るための、河川利用調整協議会等の開催

※神奈川県管理河川では初事例であるため、河川利用調整協議会の開催・運営とあわせ丁寧かつ緻密なコミュニケーションが必要。

※民間事業者が本事業地を運営することが、地域において良い効果を発現させることを理解してもらう必要がある。

※民間事業者のノウハウやアイデアの活用が、本事業地の新たな魅力を創出することを理解してもらう必要がある。

※民間事業者の活動が、地域住民の従来利活用を著しく妨げるものではないことを理解してもらう必要がある。

第3章 厚木市を取り巻く社会情勢等の把握

3.1 内的要因（厚木市の強み・弱み）	3-1
3.1.1 厚木市の強み、弱み.....	3-1
3.2 外的要因（PEST 分析）	3-2
3.2.1 政治的要因	3-2
3.2.2 経済的要因	3-4
3.2.3 社会的要因	3-5
3.2.4 技術的要因	3-6
3.3 ポストコロナを踏まえた事業の考え方.....	3-8
3.3.1 コロナ関連法案及び支援	3-8
3.3.2 コロナ後のライフスタイル	3-10
3.3.3 ポストコロナにおけるオープン空間の活用事例	3-14

3.1 内的要因（厚木市の強み・弱み）

前提条件を踏まえ、本事業地の強みと弱みを整理した。

3.1.1 厚木市の強み、弱み

■強み×機会【機会を捉えて強みを活かす】

- ・本事業地の強みは、中心市街地から徒歩圏内でありながら、ダイナミックな河川空間があり、あつぎ鮎まつりや桜の名所として認知されている。
- ・コロナ禍においてオープン空間の需要が高まっていることや、河川空間の利活用の機運が高まっていることから、広大なパノラマ空間と自然環境を活かした整備が考えられる。
- ・市街地から徒歩圏内のオープン空間であることを活かした手ぶらバーベキュー施設の整備が考えられる。

■弱み×機会【弱みが要因で機会を逃さないよう対策を構築】

- ・河川の自由使用の範囲で明確な利用ルールがない中、利活用されているためバーベキュー利用者による放置ゴミが課題となっている一方で、バーベキュー需要は高まっているため、バーベキュー施設の有料化を図るなどして、ごみの処理費用を捻出することが考えられる。

■強み×脅威【強みを生かして脅威を回避】

- ・バーベキュー施設においては、競争が激しくなっているが、多種多様な農産物や豚肉といった厚木市の特産品を活用することで差別化が図られる。
- ・また移入が進んでいる若い世代を対象とした公園の様な憩い空間の整備については、市内の人気公園とは異なり市街地から徒歩圏内であることや、河川空間の魅力を活かすことで差別化できると考える。

■弱み×脅威【最悪の事態を回避する】

- ・浸水の危険性と隣り合わせであり、集中豪雨などの水害の可能性が高まっているため、設置物の撤去計画など災害時の対策を事前に検討しておくことが課題となる。
- ・現状の雑草が繁茂し、ゴミが放置されている状況では災害時に流水を阻害するおそれがあるため、雑草の管理やゴミ処理等の維持管理が円滑に行える体制構築が課題である。

	プラス要因	マイナス要因
内部環境	強み (Strength) <ul style="list-style-type: none"> ・厚木市随一の河川空間 ・オープン空間 ・ダイナミックなパノラマ空間 ・市内で1、2を争う桜の名所 ・中心市街地から徒歩圏内 ・市最大のまつり「鮎まつり」のメイン会場 ・バーベキュー広場としての認知 ・鮎釣りのメッカ ・多種多様な農産物 ・新鮮な豚肉と「豚漬け」「ホルモン」をはじめとするグルメ 	弱み (Weakness) <ul style="list-style-type: none"> ・浸水の危険性と常に隣り合わせである ・事業内容が天候に左右されやすい ・河川空間であるため、河川法上の制限がある ・自然豊かな反面、雑草などの維持管理に手間がかかる ・鮎まつり期間（準備含む）はまつりに配慮が必要 ・バーベキュー客のマナー違反によるゴミ問題
外部環境	機会 (Opportunity) <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により、オープン空間の需要の高まりが想定される ・川と人（都市）との関係性を見直し、よりよい河川空間の利活用をしようという機運が全国的に高まっている ・世間的にバーベキューが流行っている ・厚木市が「住みたい街」として注目され、新たなマンションも続々建設されており、新しい層の移入が見込まれる ・厚木市が子育て施策に力を入れていることから、若い世代の移住者が増える可能性がある 	脅威 (Threat) <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響もあり、各地で多様なバーベキュー施設がオープンし、特性を出すのが難しい。今後ますます競争が激しくなるものと想定される ・コロナ禍が未だ収束しないため、飲食やレジャー施設については国の方針によって営業内容が制限されたり、不利益を被る可能性がある ・市内に人気の公園がふたつ（ぼうさいの丘公園、荻野運動公園）ある機能の差別化が必要。 ・年々、異常な豪雨など、水害の恐れが高まっている。

図 3.1-1_SWOT 分析

3.2 外的影響（PEST 分析）

厚木市をとりまく外的影響について、政治的要因、経済的要因、社会的要因、技術的要因の各視点より、整理した。

3.2.1 政治的要因

政治的要因による外的影響を次に整理した。

【国】

経産省・NEDO 抜粋

- ・ 国家・政府が景気回復のための財政政策や失業者を雇用する国家主導型の経済政策（大恐慌後で第2次大戦前の1930年代に類似）
- ・ ITを駆使した全体主義体制（IT企業統制管理、個人活動の監視）各国は、プライバシーとデータ活用のバランスを模索
- ・ 国が雇用拡大、医療物資生産・調達を主導、重要産業へ資本注入

【県】

経産省・NEDO 抜粋

- ・ 知事権限の拡大・強化の要求、IT化への対応、柔軟な政策の実現

【厚木市】

第10次厚木市総合計画抜粋

(1) 命、財産を守り抜くまち

- ・ 地震や風水害に備えたインフラ整備
- ・ 消防力や救急体制の強化
- ・ 市民協働による交通安全対策の強化や防犯活動の推進

(2) 支え合い、生き生きと暮らせるまち

- ・ 福祉サービスや子育てサービスの充実
- ・ 心と体の健康づくりの推進
- ・ 多様性、多文化への理解の促進

(3) 夢や希望を持ち、自己実現ができるまち

- ・ 特色ある学校づくり
- ・ 安心して学べる環境づくり
- ・ 文化芸術やスポーツの振興

(4) 人が集い、交流し、新たな価値を生むまち

- ・ 地域の生活利便性の向上
- ・ 誰もが快適に移動できる環境づくり
- ・ 新たな産業拠点の整備

(5) 環境に優しく、自然と共生するまち

- ・ 再生可能エネルギーの普及
- ・ ごみの減量化や資源化
- ・ 親しみやすい河川環境の整備

(6) 市民と共に確かな成長を創り出すまち

- ・地域コミュニティの活性化
- ・電子化による手続きの効率化
- ・公共施設の適正配置

【本事業における考察】

- ・コンパクトプラスネットワークの推進により、本厚木駅前のサービスの集積が進み、路線バスの充実や、生活しやすい住環境の創出が求められる。
- ・河川空間においては、防災、減災を基本的な考えとし、加えて河川空間の利活用や景観保全、豊かな生活空間としてウォークアブルなまちづくり需要が高まると考えられる。

3.2.2 経済的要因

経済的要因による外的影響を次に整理した。

【国】

経産省・NEDO 抜粋

- ・ 3つのシナリオ
- ①経済のV字回復も期待、コロナ禍以前の経済活動
- ②経済の低迷、世界恐慌、グローバル化の後退
- ③経済の低迷、新しい経済活動方針策定
 - ・ 飲食業や観光業は産業規模としてかなり縮小
 - ・ オンラインによる新ビジネスが次々登場
 - ・ リモート化、分散化など新しいライフスタイルに伴う需要
 - ・ 3密対策を盛り込むなどこれまでにない市場セグメントが登場
 - ・ 利益追求だけではなく、自然と共存する考え方に。長期目線の経営に。

【厚木市】

第10次厚木市総合計画抜粋

- ・ 少子高齢化の進展に伴う社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持補修経費の増により、財政負担は今後増大していくことを見込んでいる。

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略抜粋

- ・ 予防保全型の維持管理による建築物の長寿命化を図ったとしても年間約10.5億円の不足

【本事業における考察】

- ・ 新しい生活様式に対応した、飲食、観光サービスを求められ、実店舗でありながらも分散型のサービスや、配達サービスの一般化が進むと考えられる。
- ・ 店舗の需要としては、固定費のかからない、ネット店舗や実店舗のシェアリング需要が高まると考えられる。
- ・ 公共施設、インフラにおいては「インフラ経営」の考えの元、インフラの潜在能力を最大限に発揮すること、インフラの長寿命化を図る必要があり、堤防の予防保全の需要が高まる。

3.2.3 社会的要因

社会的要因による外的影響を次に整理した。

【国】

第5次社会資本整備計画抜粋

- ・自然災害の激甚化➡防災、減災
- ・インフラの老朽化
- ・少子高齢化
- ・国際競争の激化
- ・グリーン社会の実現
- ・ライフスタイルの多様化

経産省・NEDO 抜粋

- ・共助、利他性、互酬性などが組み込まれた社会に
- ・あらゆるコミュニケーションがオンライン化(テレワーク、オンライン授業、遠隔診療、商談、娯楽など)。人に会うのは本当に必要な一部分
- ・直接会った時の「ライブ感覚」の価値向上

【厚木市】

第10次厚木市総合計画抜粋

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの推進

第2期厚木市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略抜粋

- ・近年、年少人口及び生産年齢人口は減少を続ける一方、老年人口は増加を続けている。
- ・近年の転入・転出の人口の動きは、25歳から39歳までの年齢区分において、転出者が転入者より多くなっている
- ・厚木市では多くの企業が集積しており、特に「学術研究、専門・技術サービス業」の特化係数が高く、県内でも有数の集積となっている。
- ・多くの企業、大学が集積しているため、昼間人口(通勤・通学者)が多く、昼夜間人口比率は全国でも高い水準となっている。
- ・厚木市に住んで働く人は約6割であり、自市内就業率が高い水準となっている。
- ・近隣市から厚木市へ通勤・通学する人が多く、東京都や横浜市へは厚木市から通勤・通学している人が多くなっている。
- ・公共交通を利用しやすい地域には約85%の市民が居住している。一方、郊外部では路線バスの運行本数が少ないエリアがあることや、環状方向へ路線バスでの移動ができないなどの課題を抱える地域がある。

【本事業における考察】

- ・単純作業のDX化により、より特化した多様なサービス提供が進む。
- ・昼間人口をターゲットとした、その空間ならではの「ライブ感覚」のあるサービス提供が求められる。
- ・共助、利他性、互酬性のある、人と人とのリアルな触れ合い需要が高まる。

3.2.4 技術的要因

技術的要因による外的影響を次に整理した。

【国】

第5次社会資本整備計画抜粋

- ・インフラ分野のDX化（ビッグデータ、ドローン）
- ・物流のDX（サプライチェーンの強靱化）
- ・スマートシティ（AI、SOCITY5.0）
- ・質の高いインフラシステム（Maas）

経産省・NEDO 抜粋

- ・オンラインやデータの活用はあるものの、最終的には人に対してリアル空間にてサービスされるもの

例)介護、物理的治療、飲食、宿泊、エクササイズ

これらのサービスに対しても、人同士が直接接触することなく行えるイノベーションとしては、遠隔ロボットなどで、間接的に接触するサービス提供(介護、治療、エクササイズ)・飲食デリバリーをロボットなどが配送

【厚木市】

「厚木市情報化推進計画（2015～2020）」抜粋

■ICTの利活用を推進

- ア 市民が利便性を享受できる取組
- イ 行政事務の効率化への取組
- ウ 情報セキュリティなど安心・安全を高める取組
- エ 情報通信技術を活用した新たな取組

【その他】

- ・厚木市にドローンレース国内チャンピオンが在住（ドローン関連の会社を運営）

【本事業における考察】

- ・中心市街地から郊外へ飲食等のデリバリーロボットの活用が一般化する。
- ・ドローンを駆使したサービス提供
- ・交通アクセスの利便性の高まり（Maas）の導入需要が高まる。

<p>政治的要因 (Politics)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトプラスネットワークの推進により、本厚木駅前のサービスの集積が進み、路線バスの充実や、生活しやすい住環境の創出が求められる。 ・河川空間の利活用や景観保全、豊かな生活空間としてウォークアブルなまちづくり需要が高まると考えられる。 	<p>経済的要因 (Economy)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式に対応した、飲食サービスを求められ、分散型のサービスや、配達サービスの一般化が進むと考えられる。 ・固定費のかからない、ネット店舗や実店舗のシェアリング需要が高まると考えられる。 ・インフラの長寿命化を図る必要があり、堤防の予防保全の需要が高まる。
<p>社会的要因 (Society)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単純作業のDX化により、より特化した多様なサービス提供が進む。 ・その空間ならではの「ライブ感覚」のあるサービス提供が求められる。 ・共助、利他性、互酬性のある、ひとつひとつのリアルな触れ合い需要が高まる。 	<p>技術的要因 (Technology)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地から郊外へ飲食等のデリバリーロボットの活用が一般化する。 ・ドローンを駆使したサービス提供 ・交通アクセスの利便性の高まり (Maas) の導入需要が高まる。

図 3. 2-1_PEST 分析

3.3 ポストコロナを踏まえた事業の考え方

3.3.1 コロナ関連法案及び支援

(1) 厚木市内の新規感染者数の推移

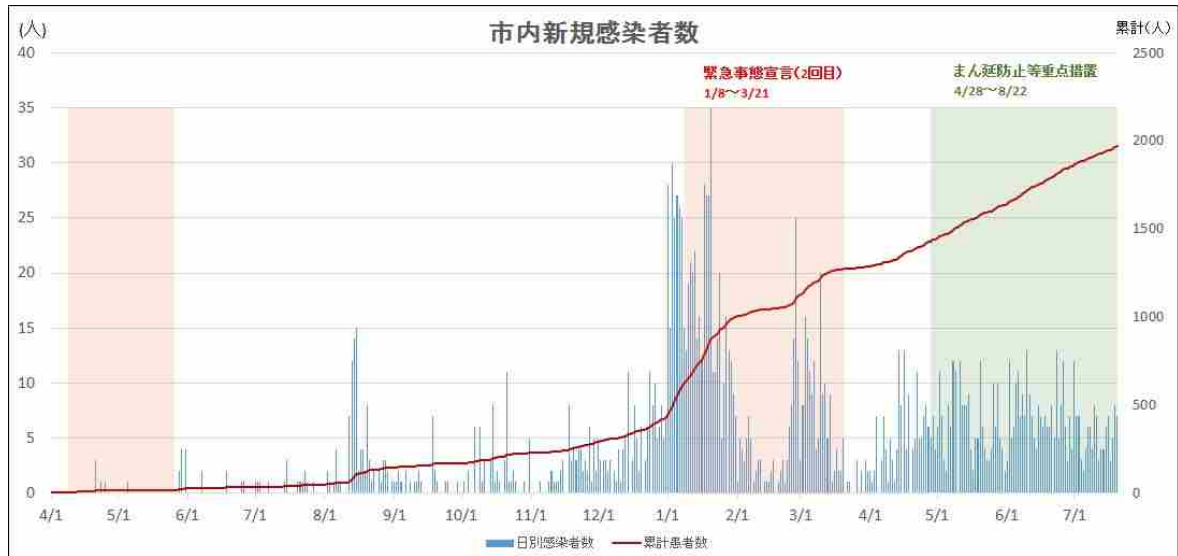


図 3.3-1_市内感染状況

(2) 厚木市での感染症対策

国及び神奈川県が発令している感染症対策の要請内容を次に整理した。

表 3.3-1_市内感染対策

発令期間	発令主体	感染症対策（要請）の内容
令和2年4月7日 ～5月25日	【国】 緊急事態宣言 (1回目)	【国民・事業者向け】 ・不要不急の外出・移動の自粛 ・ <u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業要請。それ以外の飲食店は、20時までの営業時間の短縮（宅配・テイクアウト除き）</u> ・催物（イベント等）は、都県が設定する人数上限5000人かつ収容率50%の開催制限 等
令和2年7月17日	【神奈川県】 「神奈川県警戒アラート」発令 ※直近7日間における平均の新規陽性患者数が33人を超えた場合に発令	【県民向け】 ・感染対策の用心を徹底 ・感染防止対策がなされていない場所への自粛 【事業者向け】 ・ <u>テレワークや時差出勤など、人との接触機会を減らす取組を徹底</u> ・県が普及している「感染防止対策取組書」と「LINE コロナお知らせシステム」の掲示を徹底
令和2年11月14日	【神奈川県】 「医療アラート」発動	【医療機関向け】 ・さらなる病床拡大を要請 【県民・事業者向け】 M(エム)：適切なマスク着用 A(エー)：アルコール消毒 S(エス)：アクリル板等でしゃへい K(ケー)：距離と換気、冬はこれに加え、加湿 のM・A・S・K、マスクによる、基本的な感染防止対策の徹底
令和3年1月7日 ～3月21日	【国】 緊急事態宣言 (2回目)	【国民・事業者向け】 ・不要不急の外出・移動の自粛 ・ <u>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業要請。それ以外の飲食店は、20時までの営業時間の短縮（宅配・テイクアウト除き）</u> ・催物（イベント等）は、都県が設定する人数上限5000人かつ収容率50%の開催制限 等
令和3年4月16日 ～	【国】 まん延防止等重点措置	【県民向け】 ・生活に必要な場合を除く外出自粛の要請 ・生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛 ・ <u>時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛</u> ・ <u>感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛</u> 【事業者向け】 ・ <u>飲食店等について、20時までの時短営業</u> ・マスク飲食やアクリル板の設置など、基本的な感染防止対策の徹底 ・ <u>酒類の提供（酒の持込み含む）は7月22日から終日完全停止（「マスク飲食実施店」も含む）</u> ・措置区域内における1,000平米を超える大規模な集客施設について、20時までの時短営業の要請、県内全ての集客施設について、入場制限や入場整理の徹底 ・在宅勤務の徹底、従業員に対して会食の自粛や不要不急の外出自粛などの働きかけ

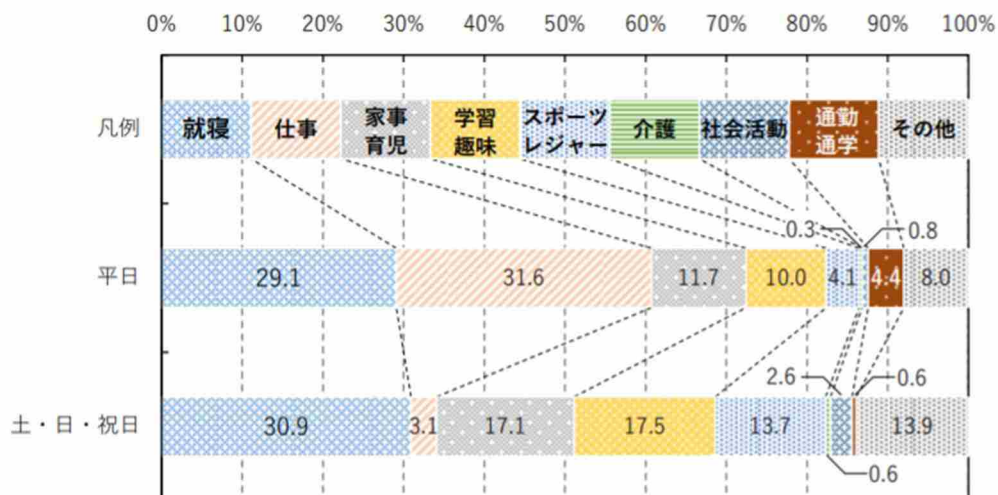
3.3.2 コロナ後のライフスタイル

厚木市都市計画マスタープラン抜粋

核家族化の進展に加え、就労形態を自由に選択するようになるなど、ライフスタイルはますます多様化してきています。ワーク・ライフ・バランスの意識の浸透とともに、個人の趣味や学びといった余暇や家庭生活に多くの時間を充てようとする傾向が見られます。本市の調査でも、平日においても2～3時間程度を学習・趣味、スポーツ・レジャーをして過ごしたいという意向があることが分かっています。一方、働き方に関しては、官民による働き方改革の推進に伴って変化が見られるようになり、情報通信技術の高度化とともにテレワークも浸透してきました。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式に対応した就労環境が求められたことで、テレワーク等が急速に普及し、在宅勤務など働く場所を選ばないワークスタイルが広まりつつあります。

また、国土交通省においても新型コロナウイルス感染症を踏まえ、公園や自然環境の一層の活用促進を促すとともに、感染リスクの低いオープンスペースを活用した都市づくりの重要性を発信しています。

■ 理想とする平日及び土・日・祝日の時間の使い方（比率）



出典：平成 28 年度厚木市男女共同参画市民意識調査を基に作成

■ 新しい生活様式を PR するロゴ



出典：厚生労働省「新しい生活様式」の実践例

出典_厚木市都市計画マスタープラン

経済産業省 HP 抜粋

近年、健康志向の高まりや、小規模スポーツジムの進出などにより、成長してきたフィットネスクラブですが、2020年からのコロナ禍によりどのような影響を受けたでしょうか。

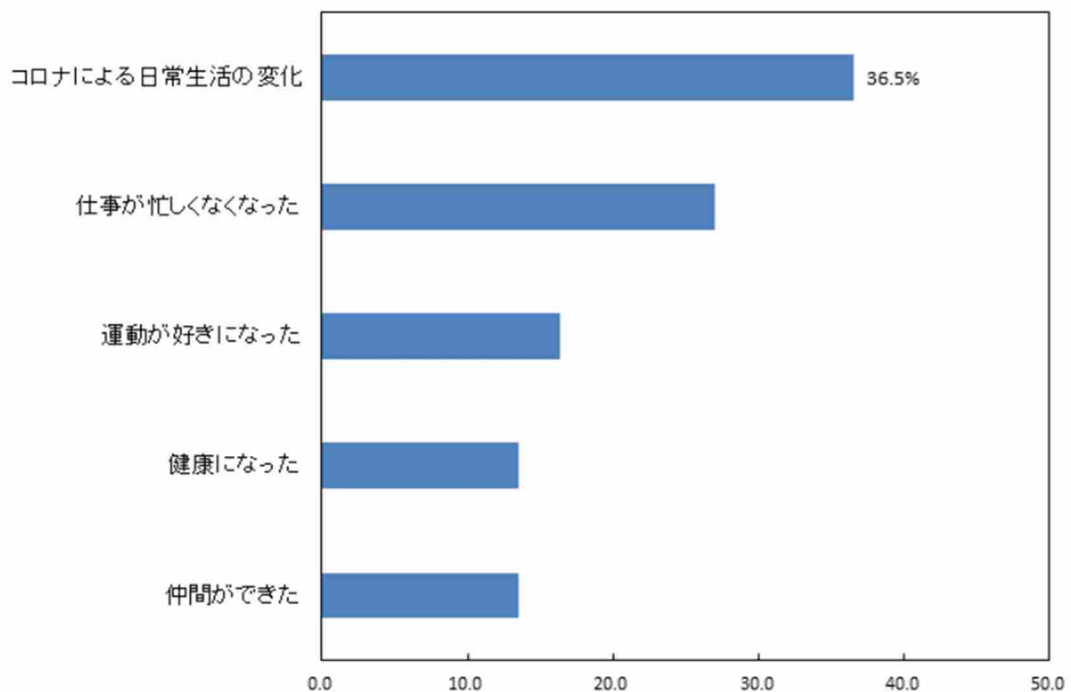
様々なサービス業の活況度を示す第3次産業活動指数でスポーツ施設提供業の内訳(利用者数の変動)を見てみると、フィットネスクラブは2014年以降、上昇傾向にありましたが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく低下しています。

これを2020年以降、月ごとに見てみると、1回目の緊急事態宣言のあった2020年5月に大きく減少したものの、夏にかけて急速に回復しましたが、コロナ禍前の1月に比べ8割弱、2021年5月には6割程度にとどまっています。

それでは人々の健康志向に陰りが見られているのでしょうか。スポーツ庁が毎年実施している「スポーツの実施状況等に関する世論調査」を見てみると、2020年のコロナ禍でもスポーツの実施状況は増加(運動・スポーツをしなかった人は減少)していることがわかります。また、2020年に運動・スポーツの実施が増えた理由に「コロナによる日常生活の変化」が上がっています。コロナ禍により、屋内施設での運動は控える一方、屋外で手軽に行えるウォーキングは年々増加しています。

リモートワークの増加や外出自粛などにより、思うように体を動かすことができないことから、これまでよりも意識して運動する人が増えているのでしょうか。

運動の実施が増加した理由(%、複数回答)



(資料)スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

出典_経済産業省ホームページ

1. ニューノーマルに対応した新しいまちづくりに関する調査結果（抜粋）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/content/001398792.pdf>

2. 有識者、民間事業者の主な意見

(1) 都市のあり方に関する意見

- 都心に企業や遊ぶ機能などが集積することの必要性は変わらないのでは。郊外は、もう少し様々な機能が混ざり合うようになるのでは。
- 密度コントロールができると、人々は安心して都市で活動するようになるのでは。
- 「三つの密」の回避とコンパクト・プラス・ネットワークは別の話であり、これを混同してはいけない。
- コロナでも変わらないのは、人間中心の都市づくりという方向性。
- リアルな対面での交流、まちなかで心地良く過ごすニーズ、ウォークアブル空間の創出・活用といった方向性は今後とも変わらないと考える。
- 例えば、まちに行ったら面白い人に会った、といったように、リアルの場には偶然の出会いが多い。いずれオンラインもそこに追いつくかもしれないが、当面は、まちが偶然の場としての役割を果たすのではないか。そういう場を意識的に形成することが必要。旅をした人がその地域の人に出会えないと不満に感じることもある。
- クリエイティブ人材がリアルな場に求めるのは、普段出会えない人に会えるなどの偶然の出会いや交流。こういった機能が都市に求められる。
- With コロナの社会では、「開放」かつ、「疎」、「非接触」、ヒトは動かずともモノは動く社会を求めていかざるを得ない。都市化は 経済的に不可避であり、都市化をしつつどう「開疎化」を進めていくかを考えないといけない。超高密都市では、バッファーとなる逃げ場も重要。
- 新型コロナ危機を契機に、地方の「疎」が評価されるようになった。
- 今のコロナ禍は、緑・河川・道路という横串を差しながら、都市をウォークアブルな空間にアップデートしていくきっかけになるのではないか。
- 駅近くに住みたい人が郊外を選ぶ動きもある。都心近郊の郊外はニーズが高まっている印象。住宅近くに商業施設、学校があるなど働く、暮らす機能に加え、自然豊かなところが好まれる。
- ジョギングできるようなオープンスペースのニーズも高まっている。自然・緑地など、肌に触れる部分・目に触れる部分の環境づくりはとりわけ重要になるのではないか。

(3) 住まい方に関する意見

- 首都圏近郊エリアが居住地として選ばれるようになってきている傾向がある。特に、都心からのアクセス性に優れ、自然、文化などが充実しているところが好まれている。
- 地方移住や二拠点居住など住まい方の多様化の動きが見られつつある。
- オンライン教育等が進展したことや、子育て環境を充実させる観点から移住を決めるケースも出てきている。
- 東京から1時間圏内の地域が移住・定住に力を入れ始めている。
- 首都圏近郊エリアが居住地として選ばれるようになってきた。それより遠方は今のところ動きとしては感じていない。

- 都心近郊はニーズが高まっている印象。
- 二拠点居住・移住がコロナを契機に明確な動きになってきている。
- 都心からのアクセスが良い首都圏近郊などで、海や山といった自然、さらには文化があるところが好まれる。 ※一方、そこまで大きな動きとしての実感はないという意見もあり
- いきなり地方に移住するのではなく、地域のコミュニティ活動に通うなど、まず地域の人に合わせて、移住を決断するのではないか。
- 働く場所・居住の場所の自由度が増すことで、子育て・教育の観点から地方移住を決断する動きも出つつある。
- 二拠点居住先として選ばれるのは、民間と行政の連携ができており、受け入れ窓口が多様なこと。また、都心とのアクセスが良いこと。
- かつては一人暮らしや50代の方の二拠点居住が多かったが、最近では、オンライン・オンデマンド教育の進展により子育て世代も増えている。

(4) -③これからの都市に求められるもの（オープンスペース・屋外空間）

- オープンスペースや緑の重要性が再認識され、積極的な活用が求められている。
改めて、肌に触れ、目に見える自然や緑、日照や風通しの重要性が再認識された。これは、感染症対策としても、景観面からも重視される。皆が移住・二地域居住は出来ない中で、こうした役割を果たす公園の重要性が大きく増す。
- 活用したい人が多い、人気の高いオープンスペースについては、調整機能が必要ではないか。
公園等の活用は中心部の大きな公園から取組が進む。
- 各街区にあるような身近な公園の機能を改善していくような取組に対する支援があると良いのではないか。
- 子どもの成育には自然と関わりながらの集団行動が大切であり、都市の中の公園は貴重な場。
- 公園は、禁止事項が多いことがあるが、もう少し積極的に活用できると良い。
- 公園の使い方が多様化している。単に公園を利用したというだけでなく、公園があるからまちを知ることができた、といったことがあると良い。コミュニティの小さな公園でもできる。オープンスペース活用実践例の発信など様々な使い方を伝える取組も重要。
- 当初想定していたこと以外に活用することが重要になるのでは（街路空間の可変的活用等）。

出典 ニューノーマルに対応した新しいまちづくりに関する調査結果

【考察】

- ・厚木市においてもコロナ前からライフスタイルは多様化しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式に対応したワークスタイルが広まっている。
- ・公園や緑地などの緑を有するオープンスペースの重要性が再認識されており、快適なオープンスペースの存在が、人々が居住地を選択する重要な理由のひとつとなっている。
- ・ポストコロナの時代では、緑地や河川敷など、感染リスクの少ないオープンスペースを活用した都市づくりが求められており、その傾向は今後ますます加速すると考えられる。
- ・屋外で手軽に行えるウォーキングなどの運動需要が高まっていることから、歩きやすいウォーカブルな街づくりが進むと考えられる。

ポストコロナ時代において、広大な自然空間である本事業地は、適切に整備することにより、新しい生活様式に対応した空間として市民の子育てや健康づくり、レジャー、ワークスペースなど多様な視点において厚木市のまちづくりに良い効果をもたらすと考えられる。

3.3.3 ポストコロナにおける空間の活用事例


(1) 屋外テレワークに関する意向調査

これまでの検討結果を踏まえ、本事業地における新しい生活様式に対応した、ワークスタイルへの対応の可能性について Web アンケートによる「屋外テレワークに関する意向調査」を実施した。回答結果について次に示す。

アンケートは周辺市町村に在住のテレワーク経験者 200 人を対象に、テレワークの頻度や、自宅以外でのテレワーク経験とその需要、屋外空間でのテレワークの可能性等について調査を行った。

【考察】

- ・自宅以外でテレワークを行う人の大半が、自宅では集中できないこと、気分転換を求めていることが分かった。
- ・自宅以外でテレワークを実施した人の多くは、作業効率が上がったことや、気分転換になったことを利点と捉えており、屋外でのテレワーク経験者はストレスを感じにくい傾向にあることが分かった。
- ・また、回答者の半数以上が今後もテレワークの頻度は現状以上になると考えており、また、コロナ収束後も継続したいと考えていることから在宅ワークは今後も継続していくことが考えられる。
- ・また自宅以外でのテレワーク環境にはコーヒーなどの飲食施設を求めていることもわかった。自宅以外で仕事をするうえで、什器等のオフィス家具以外の付加価値を求めていることがわかる。
- ・屋外テレワークの需要は 26%と需要は決して高くないことがわかる。環境整備及び虫や天候といった自然環境ならでは課題があることがわかる。



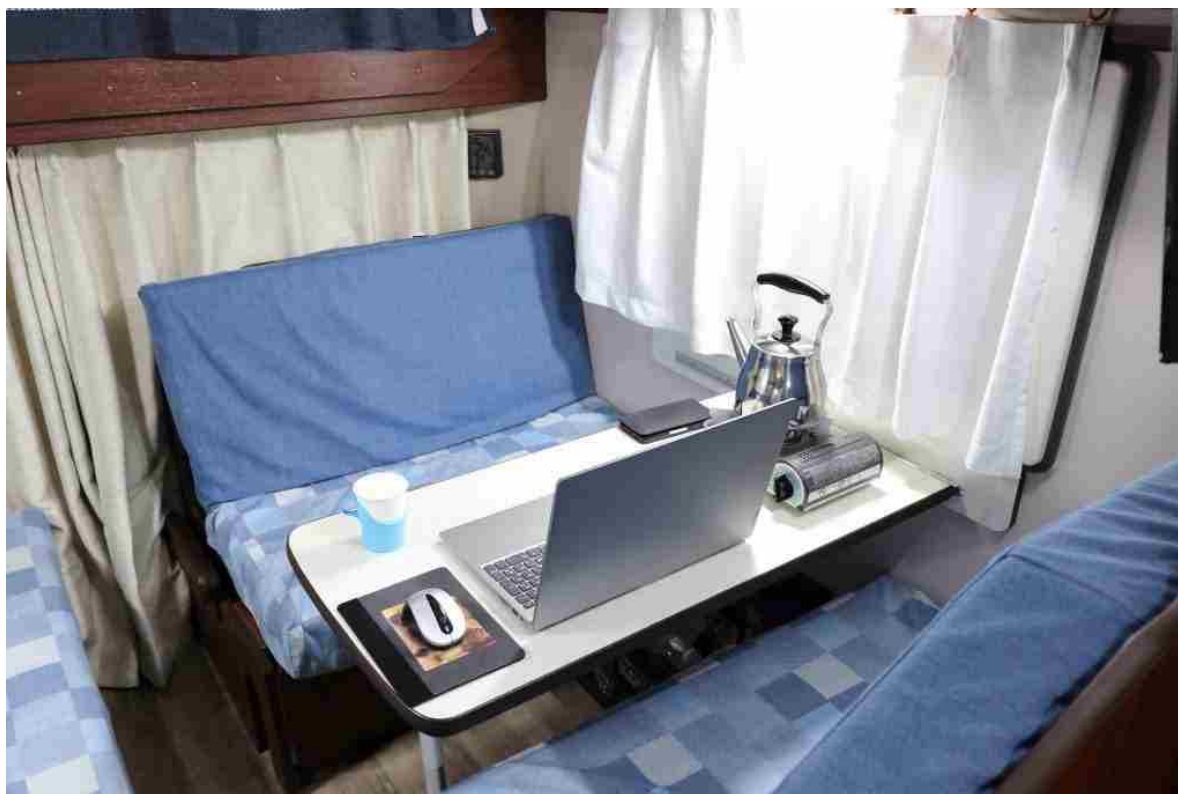
屋外テレワークのポテンシャルは高い。

(2) 屋外テレワークの事例

- ・ キャンピングカー（トレーラーハウス）を活用したテレワーク

キャンピングカー販売会社 フジカーズジャパンホームページ（抜粋）

- ・ キャンピングカーにはテーブルとソファで構成されたダイネットがあるため、PC など必要な仕事道具を持ち込めばすぐさまオフィスになります。キッチンや冷蔵庫を使えるキャンピングカーも多く、そういったタイプであれば自宅にいるのと近い感覚でテレワークを導入することが可能です。
- ・ テレワークではオフィスとは違う場所で仕事をすることから、集中できる環境を作れるかどうか**が重要**となります。
自宅ではそのような環境を作ることは難しいですが、キャンピングカーを仕事場にする**ことでオンとオフのメリハリをつけやすくなります。**
- ・ 第三者の影響を受けにくい点でも、仕事の集中力を高めることができます。
テレワーク全般の利点として周りの人に話しかけられることがほとんどなくなり、キャンピングカーにおいては家族との接触も**仕事中は断つ**ことができます。また、カフェなどと違い、**機密性の高い情報を扱う際に気兼ねする必要も**なくなります。
- ・ キャンピングカーでテレワークをすると、**出退勤の時間を省略**できる他、自由に移動できることから**時間を有効活用**できるメリットがあります。
例えば、お気に入りのカフェの近くまで行って作業し、息抜きしたいときにすぐカフェへ入るといった時間の使い方が可能です。また、アウトドアの趣味の道具も積み込んでおけば、仕事が終わってすぐに遊びに繰り出すこともできます。



第4章 民間活力導入可能性の検討

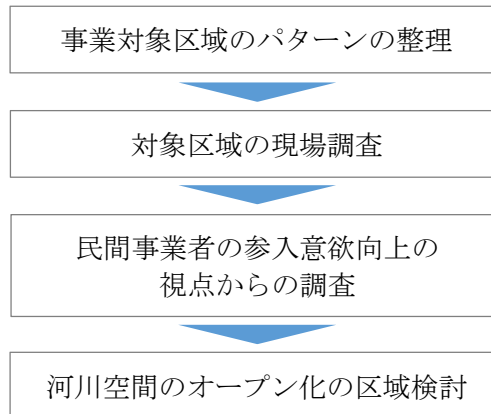
4.1 本事業対象範囲の検討.....	4-1
4.1.1 検証パターンの整理.....	4-1
4.1.2 現場調査.....	4-2
4.1.3 河川空間のオープン化の趣旨への適合.....	4-5
4.1.4 事業対象範囲の決定.....	4-7
4.1.5 テニスコート施設の整備・運営.....	4-8
4.2 利活用案の策定.....	4-9
4.2.1 利活用の基本方針.....	4-9
4.2.2 河川空間のオープン化の適用条件.....	4-12
4.2.3 厚木市が官民連携事業に期待する事項.....	4-14
4.2.4 基本設計に想定されている機能.....	4-15
4.2.5 利活用を想定する機能案.....	4-15
4.3 必要とされる整備内容の検討.....	4-17
4.3.1 過年度検討（基本設計）の見直し.....	4-17
4.3.2 主要な機能に関する整理.....	4-20
4.3.3 利活用にあたっての必要機能における河川法上の影響.....	4-26
4.3.4 対象箇所及び機能ごとの対応方法の概略検討.....	4-28
4.3.5 本事業において今後検討を進める整備施設の内容.....	4-32
4.4 収益性事業の検討.....	4-35
4.4.1 収益性が期待できる機能.....	4-35
4.4.2 収益性の検討.....	4-36
4.4.3 厚木市における事業の成長の可能性.....	4-44
4.4.4 課題の整理.....	4-47
4.5 民間活力導入における事業効果の検討.....	4-48
4.5.1 事業者ヒアリングの内容.....	4-48
4.5.2 事業者ヒアリング対象機能とヒアリング先.....	4-48
4.5.3 事業者ヒアリングからの考察.....	4-51
4.6 民間活力導入事業に求められる公共の役割.....	4-53
4.6.1 事業リスクの想定と整理.....	4-53
4.6.2 公共が取るべきリスクと求められる役割.....	6-68
4.7 近接市民協働事業の一体的運営の検討.....	4-75
4.7.1 近隣における市民協働事業の整理.....	4-75
4.7.2 一体的な運営の検討.....	4-79

4.1 本事業対象範囲の検討

本項目では、本事業における事業対象範囲について、民間事業者の参入意欲向上を目的とした事業可能性の最大化をポイントに検討する。

検討は、次の手順で行う。

【検討の手順】



4.1.1 検証パターンの整理

検証パターンは次の3つとする。

- ①基本設計【暫定プラン】（高水敷+駐車スペース）
- ②基本設計+低水路域
- ③基本設計+低水路域+相模川ローズガーデンまでの区域



図 4.1-1_事業対象範囲の検証

4.1.2 現場調査

低水路及び相模川ローズガーデンまでの区域について土地特性を把握するため現場調査を実施した。現場調査に当たっては、土地特性を把握するとともに、①維持管理 ②収益事業の可能性 ③河川空間の利活用の観点から、民間事業者の参入意欲向上または参入意欲低下につながるポイントの有無に留意した。

結果を次頁に示す。

【現場調査結果】

低水路及び相模川ローズガーデンまでの区域周辺の現地踏査結果を次のとおり示す。



写真：旭町スポーツ広場の雑草繁茂



写真：相模川ローズガーデンのバラ



写真：散歩コース



写真：あゆみ橋付近 低水路の雑草繁茂



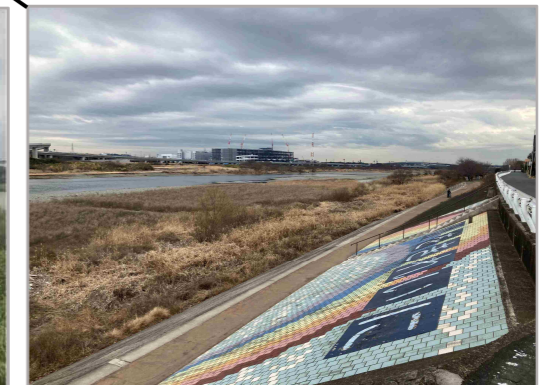
写真：相模大橋橋脚 氾濫危険水位



写真：屋形船係留



写真：線路橋付近 低水路の雑草繁茂



写真：デザインパネルの老朽化

図 4. 1-2_低水路及び相模川ローズガーデン周辺の様子

(1) 低水路域

【参入意欲向上のポイント】

- ・水が近く、河川空間らしさを存分に味わえる区域である。
- ・桜の木が視界を遮る高水敷と比較して、見通しが良く、風景にパノラマ感を感じる。
- ・利用者が放置したゴミが散乱しており、施設全体の雰囲気を守るため、適切に管理して片付ける必要があると考えられる。
- ・小鮎川の下流側は、水の透明度が高く、流れも緩やかで比較的浅いため、河川空間をより楽しめる場所として、鮎のつかみ取りや川床など水を楽しむ多様な利活用が想定される。
- ・小鮎川の上流側は、高低差のある地形であるとともに、高い部分の幅が広いいため、ドローン飛行場やアクティビティ、ドッグラン、ヨガなどの活動的な利活用に適した場所だと考えられる。

【参入意欲低下のポイント】

- ・通水部が近いいため、比較的浅瀬ではあるものの、水難事故の危険性がある。
- ・低水路であるため、高水敷と比較してもさらに施設整備のハードルが高くなり、ほぼ工作物の設置は難しいと考えられる。
- ・相当の雑草が繁茂しているため、雑草管理に相応の費用や時間が掛かることが見込まれる。
- ・現状もバーベキュー利用客が自由に楽しんでいる場所であり、また、通水部に近く造成等が困難であることから、ほぼ現状の形状のままでの利活用となる可能性が高く、有料ゾーンとすることは困難であると考えられる。

(2) 相模川ローズガーデンまでの区域

【参入意欲向上のポイント】

- ・地域住民の散歩コースになっており、雑草管理など手入れをすれば利活用の可能性がある。
- ・相模川ローズガーデンは多様な品種のバラが咲き、魅力的な場所である。
- ・河川の水深から、屋形船の係留はここしかできない。

【参入意欲低下のポイント】

- ・メイン施設となる現況管理棟の位置する場所から、約 1.2km と遠く、一体的な管理は困難である。
- ・堤防護岸に配置されたデザインパネルの老朽化が進み、汚れがかなり目立っており、修繕及び維持管理に相応の費用が掛かることが想定される。
- ・相当の雑草が繁茂しており、さらに面積が広大であるため、雑草管理に膨大な費用や時

間が掛かることが見込まれる。

- ・増水時にはかなり水深が深くなることが想定され、危険である。
- ・河川空間のオープン化の範囲としてはかなり広大であるため、利活用の想定が難しく区域指定を受けることが難しい可能性がある。
- ・事業範囲の一部として管理する場合、現状管理を行っている市民団体と役割分担など協議が必要である。

4.1.3 河川空間のオープン化の趣旨への適合

(1) 河川空間のオープン化の趣旨

河川空間のオープン化が法制化された趣旨として、「第一 河川敷地占用許可準則改正の背景及び改正の視点 一 準則改正の背景について」において、次とおり記載がある。

魅力ある水辺空間の創出を推進する観点から、民間による水辺での事業参入を促し、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の有効利用を一層促進すべきであるという取りまとめがなされたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を改正するものである。

また、河川空間のオープン化において、占用の許可を受けることができる施設は、河川法第24条準則の 第二十二（都市・地域再生等利用区域の指定等）において、次のとおり示されている。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道四船着場
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む）

(2) 河川空間のオープン化事例

河川空間のオープン化の事例を見ても、東京や大阪の市街地が対象地となっている事例を除き、バーベキュー場など「水辺」＝低水路域を利活用している事例は多く、河川空間のオープン化事例では、全 92 事例中、水面及び水際の利活用の事例が 56 事例ある。

この 56 事例中、25 事例が本事業で想定している利活用と同じく砂礫地を含めた水際の利活用を行う形態である。

また、砂礫河原の活用事例の内、低水路が利活用範囲に含まれていると推定される事例が 39 事例中、24 事例と約 62%を占める。

バーベキュー、キャンプ場等の施設の利活用の場合、低水路域を使用している事例は 25 事例中 11 件と、44%を占める。

表 4.1-1_河川空間のオープン化事例

	水面及び水際の活用		堤防等の 水際以外の活用
		56 事例	36 事例
全事例 (92 事例)	砂礫河原が 含まれている	低水路域が 含まれていない	特殊事例
	25 事例	64 事例	3 事例

参照：令和 3 年度河川空間のオープン化事例

4.1.4 事業対象範囲の決定

本事業地で河川空間のオープン化を要望する範囲は、「低水路域を含めた範囲」とする。
範囲決定の理由を次のとおり示す。

【河川空間のオープン化の区域指定範囲に低水路域を含める理由】

- 河川空間の魅力をより活用できるのは、通水部に近い低水路である。
- 高水敷とは異なる特性をもつ低水路を事業範囲に含めることで、民間の利活用の幅を広げることが可能となる。
- 雑草が繁茂する低水路敷を事業範囲に含めずに維持管理を実施しない場合、本事業地の魅力が半減する。（高水敷は綺麗に整えられているのに、低水路は雑草が繁茂）一体的に整備、保全することで、良好な空間づくりを実施できる。
- 水辺の利活用、良好な河川空間の創出及び保持という河川空間のオープン化の趣旨に合致している。

【河川空間のオープン化の区域指定範囲に相模川ローズガーデンまでの範囲を含めない理由】

- 相模川ローズガーデンまでの区域は、三川合流点地区から約1km離れており、相模川ローズガーデンまでの通路も対象範囲に含めるとかなり広大な範囲となり、民間事業者が管理運営するにあたって負担が大きいことのみならず、河川空間のオープン化の区域指定の観点からも、区域指定に時間が掛かってしまうことが想定され、事業全体のスケジュール遅延につながりかねないため、今回の事業範囲からは除外するものとする。

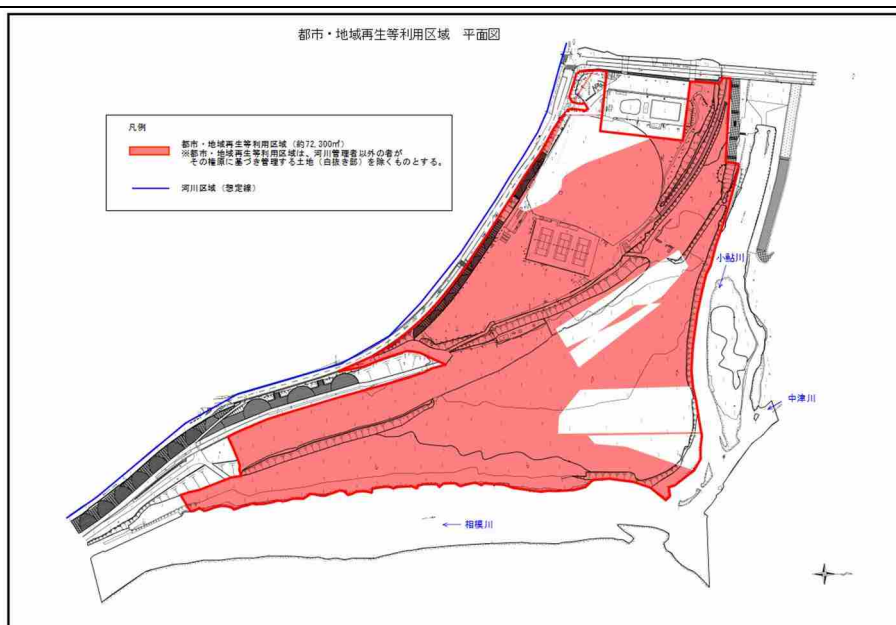


図 4.1-3_河川空間のオープン化の範囲

4.1.5 テニスコート施設の整備・運営

基本設計で移設が想定されているテニスコートについては、スポーツ施設の位置付けであり、本事業と担当課が異なるため、本事業での扱いに関しては留意が必要である。

(1) テニスコートの設計

- ・設計については、それなりに面積を要する施設でもあり、景観等への配慮から、本事業における設計業務と一体的に実施することが望ましい。
- ・配置については、基本設計時のレイアウトの場合、他の利活用が困難な形状の余剰地が周囲に発生する形となり、結果的にテニスコートを配置したスペースは利活用範囲から外さざるを得ず、貴重な高水敷における利活用検討面積が減ってしまう懸念がある。

(2) テニスコートの運営管理

- ・運営管理については、利用者の受付が主な業務になると考えられるが、専属の管理人を配置することは維持管理上非効率であると考えられるため、本事業と一体的に運営管理を行い、管理人については他の業務とのマルチタスクとすることが望ましい。
- ・本事業の運営維持管理事業者（民間事業者）が一体的にテニスコート施設を運営する場合、指定管理者制度における利用料金制を適用し、民間事業者が売上金を収益とする形と、料金収受代行制を適用し、委託業務として料金収受のみを行う形が考えられる。前者の場合は、民間事業者の営利活動に当たる可能性があるため、テニスコート施設を河川空間のオープン化の対象施設に含めるかどうかについて議論が必要である。
- ・既存テニスコートは厚木市内でも人気の施設であり、現状でも常に予約が埋まっている状況であることから、メニュー等の工夫次第ではテニスコート利用者による飲食利用が期待できる。

(3) 都市・地域再生等利用区域への反映

- ・テニスコートは、河川空間のオープン化の対象施設に該当しないと考えられるため、都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができない可能性があり、テニスコートの計画位置を河川空間のオープン化の範囲に含めるかどうかについて慎重な議論が必要である。

4.2 利活用案の策定

前提条件を踏まえた本事業の整備目的及び事業の必要性について整理し、本事業の利活用の基本方針及びコンセプトを策定する。

さらに、基本方針を基に、河川空間のオープン化の条件等、整備に当たっての諸条件を踏まえた想定される機能を整理し、利活用案を策定する。

4.2.1 利活用の基本方針

(1) 本事業地域「三川合流点地区」のブランディング

本事業は、民間事業者の参入によるにぎわい創出を前提としていることから、本事業地の集客性におけるポテンシャルを計るため、他と差別化できる要素について検討する。

ブランディング = 差別化

1) 三川合流点地区キーワード

本事業地特有の魅力を掘り起こすため、インターネット検索やヒアリング結果より「三川合流点地区」に関するキーワードを抽出し、そのうち、市内近隣の類似施設にない要素についてピックアップした。(図_4.2-1 三川合流点地区キーワードの赤枠)

比較する市内類似施設は、厚木市のホームページに「人気のある公園」として掲載されている「ぼうさいの丘公園、厚木中央公園、荻野運動公園、七沢森林公園」の4施設とした。なお、キーワードのうち、「歴史」の項目は、現況の特性ではないため、比較対象から除外した。

土地特性	現況利用	歴史	イベント
三川が合流する特徴的な地形	鮎釣り	交通の要衝	鮎まつり会場【地域最大のイベント】
橋×3 <small>あゆみ橋、榎橋、小白丸橋</small>	バーベキュー	鮎	花火
河川敷	バイク愛好家	舟遊び	鮎つかみどり
水辺空間 水に触れられる	フリーマーケット・市場	屋形船	課題 雑草繁茂
桜・花見	スポーツ施設	渡し船	放置ゴミ
パノラマ風景	ターゲット バードゴルフ	鮎漁遊覧会	印象 安らぎ
本厚木駅徒歩圏内	散歩コース	料亭・船宿	開放感・気分転換
都会と自然の融合	どんど焼き	アツメニア	

図 4.2-1_三川合流点地区キーワード

2) 三川合流点地区のブランディング要素

三川合流点地区のブランディング要素は次のように整理される。

- ・自然の親水空間
- ・鮎が生息する。
- ・特徴的な景観、自然と都市との融合
- ・市内屈指の桜の名所
- ・あつぎ鮎まつりの主要会場（大花火大会）
- ・古くは、屋形船や鶺鴒いなどの船遊びが行われていた。
- ・中心市街地より徒歩圏内

三川合流点地区は、三本の一級河川が合流する特徴的な景観と、鮎や桜などの自然の素材が他にはない差別化要素であることから、それらを活かすとともに、人が集中する中心市街地より徒歩圏内という立地を活かすことが望ましい。

また、スポーツ施設は荻野運動公園、バーベキューは七沢森林公園でも大規模に実施されていることから、これらの要素を機能として盛り込む場合は、河川空間という特性を活かした差別化が必要となる。

(2) 利活用の基本方針

前提条件及びブランディング要素を踏まえた本事業の整備目的及び事業の必要性について整理し、利活用の基本方針を策定した。次頁に示す。

【本事業地の現状】



■地勢

- 全体が相模川の河川区域内 約9ヘクタール
- 相模川、中津川、小鮎川の三本の一級河川が合流する特徴的な地形
- 中心市街地から1km以内の徒歩圏内に立地
- 近隣には住宅街が広がり、小中学校が立地
- 野球場、テニスコート、プールが整備され、スポーツ広場としての機能 ※野球場、プールは廃止予定

地域住民の憩いと活動の場として親しまれている。

■現況の利活用

あつぎ鮎まつりのメイン会場



厚木市最大のイベント「あつぎ鮎まつり」のメイン会場。大花火大会や鮎のつかみ取りを実施 (H31, 来場者数 54万人)

桜の名所



厚木市を代表する桜の名所として、毎年多くの花見客で賑わう。

バーベキューのメッカ



春から秋にかけては、多くのバーベキュー客で賑わう人気のスポット

鮎釣り



毎年6月に鮎釣りが解禁されると多くの釣り人が訪れる。

その他、日常的にテニスコート等のスポーツ施設の利用があるほか、抜群のロケーションを活かした各種イベント実施の場所として活用されている。

本事業地は、厚木市にとってシンボリックな場所

■本事業地の魅力

- 貴重な水辺オープン空間
- 市内随一の水辺空間
- 三本の川が合流する特徴的な地形
- 桜や鮎といった特徴的な資源を有する
- 雄大な自然と近代的な街並みを臨む抜群のロケーション
- 中心市街地から徒歩圏内 (徒歩約16分)

■本事業地の課題

- 全面河川区域内であるため、事業実施に際し河川法上の制約がある。
- ⇒事業内容に制限が生じる。
- 雑草の駆除など管理不十分による景観への影響
- 利用者のマナー違反による放置ゴミへの対応
- 水辺空間を活かした魅力の創出
- 利用者の安全管理

【本事業の整備目的・必然性】

貴重な水辺オープン空間を活かした画期的な利活用が求められている。

良好な河川空間、自然景観の創出及び適切な管理が求められている。

【まちづくり計画による位置付け】

■都市計画マスタープラン (令和3年3月)

- 相模川などの河川敷は、スポーツ・レクリエーションの場など、市民が憩うオープンスペースとして活用。
- 三川合流点では、水辺と人との触れ合いをより身近に感じる。

■過年度における検討

- 平成19年7月の水辺ふれあい構想策定にはじまり、平成24年4月の相模川厚木市水辺拠点創出基本計画の策定、平成29年度の利活用に係る社会実験の実施、令和2年度の官民連携手法検討のためのサウンディング型市場調査など、様々な検討を実施

新たな利活用によって地域の観光及び商業の活性化を図ることが期待されてきた。

【まちづくりの課題】

■住みたいまち、子育てしやすいまちをめざして

- 地域住民 (特に子育て世代) が日常的に訪れ、憩える自然空間の整備
⇒中心市街地における緑化空間の不足
- 厚木市のシンボルになりうるような、他にはない魅力的な施設の整備 (住み続けたい理由になる)

■世情を踏まえた利用ニーズの高まり

- ライフスタイル及びワークスタイルの多様化に即したオープン空間の利活用の必要性
- コロナ禍によって変革を余儀なくされる、飲食等の地域事業者への新たな取組に資する場の提供
- 大規模イベントである「あつぎ鮎まつり」の今後の実施内容及び方法の検討

まちづくりの課題解決の場所として期待されている。

【利活用の方針】

■期待される整備効果

- 「河川空間」であることを最大限活用した機能
- 厚木市のシンボルに相応しい施設
- 「住み続ける、移住したい」理由になるような施設
- 良好な河川空間及び景観の保全
- 「あつぎ鮎まつり」時の新たな空間活用。
- コロナ禍で影響を受ける地元飲食店の活動の場
- 地域住民との調和 (河川空間は地域住民のもの)

【求められる機能】

水とのふれあい、憩える自然空間
厚木らしさのある飲食
新たなライフ・ワークスタイル
学び、歴史、遊び、鮎
シンボル、イベント
地域住民の活動の場

厚木市の、都市・地域再生等に資する利活用 = 【河川空間のオープン化】

【官民連携事業のコンセプト】

解放感とひらめきをもたらす、新・日常空間

4.2.2 河川空間のオープン化の適用条件

本事業は、民間事業者による管理運営及びにぎわいの創出を前提としているため、利活用にあたっては、河川管理者より河川空間のオープン化の区域指定を受ける必要がある。そのため、利活用方法は河川空間のオープン化の趣旨に沿ったものでなければならない。

次に河川空間のオープン化の趣旨とそれを踏まえた利活用条件について整理する。

1) 河川空間のオープン化の趣旨

■河川空間のオープン化に係る制度改正（河川敷地占用許可準則改正）の視点(H28)

魅力ある水辺空間の創出を推進する観点から、民間による水辺での事業参入を促し、民間の資金やノウハウを活用した河川敷地の有効利用を一層促進すべきであるという取りまとめがなされたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を改正するものである。

出典：「河川敷地占用許可準則の一部改正について」国交省

■河川空間のオープン化の効果

都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用が可能

出典：「河川空間のオープン化について」国交省

■占用許可の基本方針（河川空間のオープン化の条件）

○地域の合意が図られていること

- ・協議会の活用等により地域の合意が図られていること

○通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること

- ・治水上及び利水上の支障がない
- ・他の者の利用を著しく妨げない
- ・河川整備計画等に沿うもの
- ・土地利用の状況・景観・環境と調和したもの

○都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること

出典：「河川空間のオープン化について」国交省

■占用許可期間

河川空間のオープン化に係る占用許可の期間は、10年以内と定められている。

河川法第24条準則 第二十四（占用の許可の期間）

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

2) 河川空間のオープン化の趣旨を踏まえた利活用条件

①魅力ある水辺空間の創出

- ・機能の検討にあたっては、水に触れられることや水辺の風景を楽しめるものなど、水辺ならではの魅力を活かすことが求められる。

②魅力あるまちづくりに資すること

- ・本事業地そのものが、厚木市を特徴づけるような魅力的な場所になったり、地域住民の誇りとなったりすることが求められる。
- ・機能の検討にあたっては、「厚木市」がどのようなまちづくりを目指しているのかについて意識する必要がある。

③治水及び利水の支障がないこと

- ・機能の検討にあたっては、施設整備を伴う場合に河川の治水及び利水に影響がないものであると判断される必要がある。具体的には、有事の際に撤去が可能である仮設物であることや、基礎を打つ本設であっても流水を阻害しないことが前提となる。

③地域住民をはじめとした、他の者の利用を著しく妨げないこと

- ・河川には自由使用の原則があり、占用許可を受けたとしても他の者の使用を著しく制限することはできない。
- ・河川は地域住民が散歩をしたり寛いだりと日常的に親しんでいる場所であるから、整備によってその利用を妨げることも避けなければならない。
- ・本事業地全体を遊園地のように入場料を必要とする有料制にしたり、料金を払わないと利用できない場所が大部分を占めたりするような計画は避けるべきである。また、地域住民の日常利用や地域行事の開催に配慮が必要である。

④周辺の景観及び環境と調和したもの

- ・施設整備にあたっては、河川空間の景観を損なわないよう資材選択等に留意するとともに、本事業地であれば三川が合流する場所や下流側のあゆみ橋など、特徴的な風景が遮られないような工夫も必要である。

⑤民間事業者が参入することが効果的であること、民間事業者の参入を促進するものであること

- ・民間事業者の事業参入を促進するためには、安定した売上が期待できる集客性や創意工夫で独自性が出せる余地があるなど、収益事業として成立するような機能が必要である。
- ・また、河川法第 24 条準則においては、民間事業者の収入となりうる施設利用料等に

ついて、「施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。」との記載もあり、民間事業者が収益事業を実施することが河川空間の良好な保全及び創出につながると考えられる。

⑥占有期間

- ・また、河川空間のオープン化に係る占有期間は10年以内であることにも留意が必要である。法律上は必要な手続きを踏めば、再度占有の許可を受けることを妨げるものではないと解されるが、民間事業者が事業を実施する場合は、事業期間は最長10年であることを考慮して投資回収などを計画する必要がある。

4.2.3 厚木市が官民連携事業に期待する事項

利活用の基本方針及び利活用条件を踏まえ、官民連携事業実施にあたり、民間事業者に期待する事項について整理した。

民間事業者に対しては、民間のノウハウや資金を活かした形での実施が求められる。特に本事業は、本事業地が河川空間であることから、事業実施に際し制約が多い。民間事業者には、民間のノウハウを活用し制約の中でも最大限「出来ること」を検討し、魅力的な機能づくりが可能となることが期待される。

とくに、河川空間で、利用者に多くの時間を過ごしてもらうためには、飲食機能の検討が必要である。新型コロナウイルス感染症流行の影響で飲食事業者が苦境にさらされる中、with コロナを前提とした新たな飲食事業や厚木市の飲食事業者と連携した飲食機能の創出は期待される場所である。

また、現状、河川管理者の管理が行き届かず雑草が繁茂し利用者の放置ゴミが散在するなど、良好とは言い難い状況である低水路域に関し、民間のアイデアやノウハウにより、適切かつ低コストで独創的な方策が発案され、良好な河川空間が形成されることが期待される。

【厚木市が官民連携事業に期待すること】

- 多くの制約の中でも最大限、河川空間の「可能性」を拓く。
- With コロナを前提に、厚木市の飲食事業者と創出する新たな飲食機能
- 独創的かつ低コストの方策による良好な河川空間の保持

4.2.4 基本設計に想定されている機能

基本設計で整備が想定されている施設は、一部について河川法の制約から整備が困難となる可能性が高く見直しが必要であると考えられるが、整備が必要な機能として本事業に反映するため、求められている機能を抽出した。

機能の抽出に当たっては、「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画（平成24年4月）」を参考とした。

表 4.2-1 基本設計に想定されている機能

相模川水辺ふれあい拠点基本設計における整備施設	施設に求められている機能 (基本計画参照)	備考
じゃぶじゃぶ池 (水とのふれあい広場)	子供の水とのふれあい	基本計画時は水とのふれあい広場が計画されていた。基本設計時にじゃぶじゃぶ池と併用する計画に変更された。
	鮎のつかみ取り(葦簀張り)川床	
バーベキュー広場	手ぶらバーベキュー 飲食	
エントランス広場	朝市、オープンカフェ(飲食) 階段護岸 景観を楽しむ	
多目的広場(芝)	イベント利用	
多目的広場(土)	防災ヘリポート	
ドッグラン広場	人と動物のふれあい	
駐車スペース(南側)	駐車場	
桜の広場	桜を活かした憩いの空間	
キッズ広場 ふわふわドーム	子供用遊具	
プレイハウス (現況管理棟の改築)	ベビーベッド 授乳室 プレイルーム トイレ、パウダールーム	
管理事務所棟(新設)	手ぶらバーベキューの受付 冷蔵庫 保管倉庫	本設の建物を計画
野外ステージ	イベント利用	
駐車スペース(北側)	駐車場 250 台	
テニスコート	テニスコート	基本計画時は想定なし

4.2.5 利活用を想定する機能案

これまでの検討を踏まえ、次頁に想定される機能案を整理する。

表 4.2-2_利活用を想定する機能（案）

機能分類	施設・設備（案）	具体的な機能・利活用	備考
水とのふれあい シンボル	屋形船	・本事業地の歴史文化を感じさせるような趣のあるオブジェ。情緒の演出 ・乗船しての花火見物や飲食も想定する。係留・棧橋についても検討	棧橋を整備する場合は浮き棧橋を想定 基本計画時は、船着き場として相模大橋下流側に計画 設置はハードルが高いことが想定される。
水とのふれあい シンボル 景観	川床	・本事業地の歴史文化を感じさせるような趣のあるオブジェ ・水辺の開放感と心地よさの演出	撤去が可能な形状が望ましい。（撤去計画が必要） 常設の設置はハードルが高いことが想定される。
水とのふれあい 遊び	鮎のつかみ取り	・「鮎川」と呼ばれ、今も鮎が棲息する相模川ならではの遊び施設 ・常設の鮎つかみ取り用いけす。河川からの引き込みを想定	鮎のシーズン以外の活用方法が課題 常設の設置はハードルが高いことが想定される。
水とのふれあい 遊び	じゃぶじゃぶ池	・主に小さな子供を対象とした、遊べる親水空間 ・鮎のつかみ取り施設が実現不可の場合、つかみ取りを実施できる機能があれば望ましい。	塩素を使用しない浄水方法が望ましい。
景観	階段護岸	・利用者が座ってのんびり寛ぐ場。バーベキューの実施も想定	
景観 桜	桜棧敷	・桜を間近に感じ堪能できる高さのある棧敷。河川空間のパノラマ風景も体験 ・屋根付きの休憩施設（桜棧敷の階下利用）	撤去が可能な形状が望ましい。（撤去計画が必要）
飲食	手ぶらバーベキュー	・手ぶらで、地元産品が楽しめるバーベキュー施設 ・ありきたりでない、厚木市らしい特徴のあるバーベキュー施設が望ましい。	給排水設備の整備が課題 冬季の利活用方法が課題
水とのふれあい 景観 遊び	ジップライン アクティビティ	・河川空間とダイナミックなパノラマ空間を楽しめるアクティビティ	整備のハードルは高いことが想定される。
管理機能	総合受付・トイレ （バーベキュー専用）	・主にバーベキュー用の受付施設。仮設コンテナの設置を想定。トイレは常設が望ましい。	基本設計のような常設の建物は整備不可 コンテナハウスなど、仮設での整備を検討
イベント 地域活動	多目的広場（土）	・地域住民の活動（ターゲットバードゴルフ、ゲートボール等） ・キッチンカーやコンテナハウス（飲食）によるオープンカフェの営業を想定	地域住民の活動が継続して実施できるよう面積の検討が必要
イベント 新たなスタイル 地域活動	多目的広場（芝生）	・イベント実施 ・くつろぎスペース ・防災ヘリポートとしての機能を確保	ヘリの離着陸に必要なスペースを確保 管理方法を視野に入れた芝の選定が課題
管理機能	事務所棟（既存改修）	・施設全体の管理機能。受付、トイレ、事務所、ベビールーム	既存施設の改修。建築確認申請が不要な水準での改修 建築主事への相談、確認が必要
イベント 新たなスタイル	木製デッキ	・平常時はくつろぎスペースとして、イベント時は催事のステージとしての使用を想定	必須機能ではない。
管理機能	水路	・取水ポンプからじゃぶじゃぶ池までの水路	取水ポンプは交換・新設予定
水とのふれあい 景観	ガタガタ橋	・中洲に渡るための橋。増水時は分解され流水を阻害しない仕組み	整備のハードは高いことが想定される。
イベント シンボル 景観	ドローン飛行場	・ドローン体験のための飛行場 ・河川空間ならではのアクティビティ。新しいテクノロジーの体験	厚木市にドローンの第一人者がいる。特徴的な機能となりうるが、他の 利用者との兼ね合い、安全管理の検討が必要
飲食	キッチンカー・コンテナハウス	・地元の飲食店、小売（食品）の出店またはシェアを想定。地元の美味しい飲食を体験できる機能 ・コロナ禍において、不況の地元飲食店に対する新たな出店方法及びPR方法の模索 ・飲食事業者の負担の少ない出店方法についての提案が必要	キッチンカー及びコンテナハウスのシェアについては、要件等について 保健所への相談が必要 撤去が可能な形状が望ましい。（撤去計画が必要）
新たなスタイル 景観	ハンモック、チェア、テント	・利用者が自由に思い思いのスタイルで河川空間の解放感を味わい、リラックスできるような設備を 導入。種類は、複数あることが望ましい。	撤去しやすいものを検討する。
景観	木道	・利用者が水際を散策したり、腰かけたりし河川空間の解放感を感じるための機能	河川法上、設置可能な形状等について検討が必要
管理機能	駐車スペース	・利用者のための駐車スペース。整備の可否及び料金の有無については要検討	進入口、収容台数について基本設計時の想定からの再検討が必要
倉庫	コンテナ倉庫	・バーベキューの材料（冷蔵）やその他備品を格納しておく倉庫	高水敷へのコンテナ等での設置

4.3 必要とされる整備内容の検討

4.3.1 過年度検討（基本設計）の見直し

「2.3 制約条件のまとめと課題の整理」での整理内容より、河川区域内において本事業地で必要とされる利活用機能を持つ空間整備を実施するために、平成 29 年度に実施された「相模川水辺ふれあい拠点基本設計」の設計内容について見直しを実施する。

(1) 基本設計の概要

基本設計の概要は、次のとおりである。

また、施設の整備概要と施設整備計画図について、次頁以降に示す。

●基本設計の概要

・業務名：

相模川水辺ふれあい拠点基本設計

・整備方針コンセプト：

厚木自慢の壮大な河川景観と洗練されたデザインモチーフにより、新しいにぎわい創出の発信源をつくる

●基本設計における見直しが求められる内容

基本設計では、官民連携による本事業地の運営維持管理や利活用を想定していない。また、河川区域内でありながら河川協議が実施されておらず、設計した施設や想定していた利活用方針の実現性に課題があった。

また、河川区域内において民間活力を導入する場合に必要となる河川空間のオープン化の区域指定を河川管理者から受けるにあたり、水辺空間が十分に利活用されない計画となっているなど、河川空間のオープン化の趣旨に則っていない部分もあり、整備内容の精査が必要となった。

このため、本業務において基本設計の内容について見直しを行うこととした。

基本設計の内容に対する本業務での対応方針一覧を次頁に示す。

表 4.3-1_基本設計内容に対する本業務での対応方針一覧

相模川水辺ふれあい拠点基本設計における 整備施設	本業務における対応
じゃぶじゃぶ池	基本設計の機能を踏襲
バーベキュー広場	基本設計の機能を踏襲
エントランス広場	多目的広場（土）に機能を統合
多目的広場（土）	基本設計の機能を踏襲
多目的広場（芝生）	基本設計の機能を踏襲
ドッグラン広場	多目的広場（芝生）に機能を移管
駐車スペース（南側）	基本設計の機能を踏襲
桜の広場	多目的広場の桜栈敷に機能を移管
ふわふわドーム	多目的広場（芝生）、ジップライン等の施設に機能を移管
プレイハウス（既存管理棟）	基本設計の機能を踏襲
管理事務所棟（新設）	河川区域内での建築物の新設は基本的に認められないため、洪水時の撤去が可能なトレーラーハウス等に機能を移管
野外ステージ	河川区域内での永久工作物の設置は治水上及び利水上支障が無いものとする必要があるため、設置しない。
駐車スペース（北側）	堤防天端一般道の自動車滞留の可能性や、現状駐車スペースで無い箇所への駐車が見られること、現況のアクセス坂路の勾配が急であり一般車両を積極的に受け入れることは望ましくないことなどを考慮し、設置しない。
テニスコート	厚木市スポーツ施設整備推進計画により本事業地内において移設先を確保

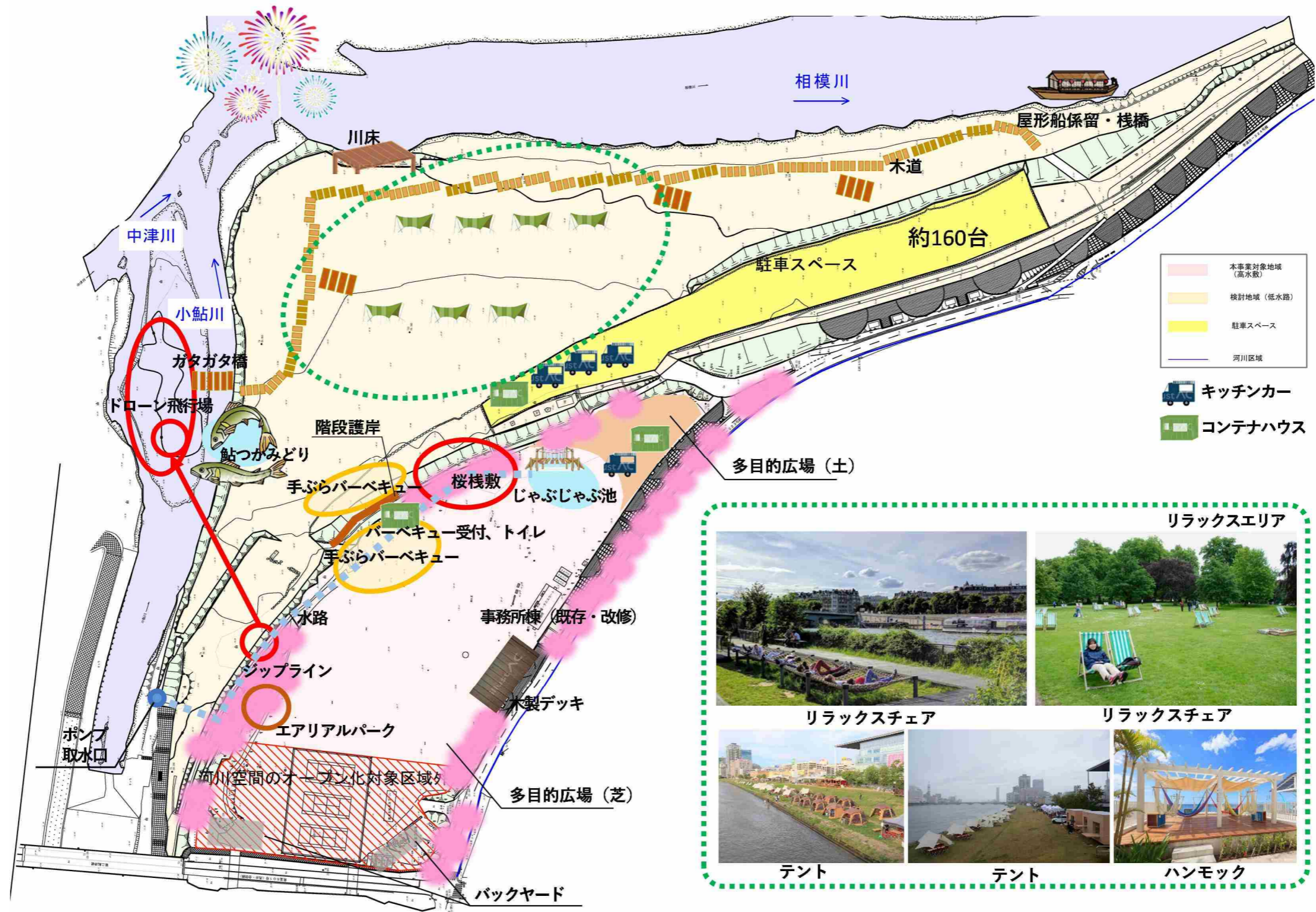


図 4.3-1_利活用構想図

4.3.2 主要な機能に関する整理

主要機能に関する整理として、バリアフリー機能、大型遊具、親水施設についてさらに詳しく整理する。

(1) バリアフリー機能の整理

本事業地の整備にあたっては、公共空間であるため施設の利活用に対し、誰もが制約を受けることが無い「ユニバーサルデザイン」の観点からの整備が求められる。

しかしながら、河川は、公共用物であると同時に自然物であるため、本事業地全てを「ユニバーサルデザイン」とすることは、自然空間（河川空間）の利活用の観点から限度がある。

また、本事業地は河川区域内であるため、スロープ等の施設を新規に整備することは、土工の切り盛りが生じるため流水の影響や河積阻害の観点から難しい。併せて、階段工等への手摺設置等についても河川管理者との協議が必要になる。

このため、「自然公園等施設技術指針（令和2年3月 環境省自然環境局自然環境整備課）」を参考に、ゾーニングによる整備水準を設定する。

●ユニバーサルデザインのゾーニング方針

・車いす利用者等の全ての人が利用できる区域：

駐車スペース、トイレ、芝生広場、コンテナカフェ、バーベキュー広場（一部）
※コンテナカフェなどのカウンターへのアプローチを考慮し、仮設のスロープや手すりを設置することが考えられる。



出典_自然公園等施設技術指針（令和2年3月 環境省自然環境局自然環境整備課）

(2) 大型遊具設置の整理

大型遊具の設置については、「水辺空間の利活用」に着目したアスレチック遊具を想定する。なお、設置可否については、河川管理者との協議が必要となる。

1) ジップライン等のアドベンチャー施設

河川空間特有の眺望や解放感を有効かつ効果的に活用可能なアスレチックであるジップラインを想定する。

河川占用を見据え、構造条件は次のとおりとする。

●構造条件

- ・洪水時の流水阻害とならない。
- ・洪水時の流速に対し安定した構造とする。
(流出して他の河川管理施設等に影響を与えない構造)

施設の整備イメージについて、次のとおり示す。



図 4.3-2_施設設置想定エリア

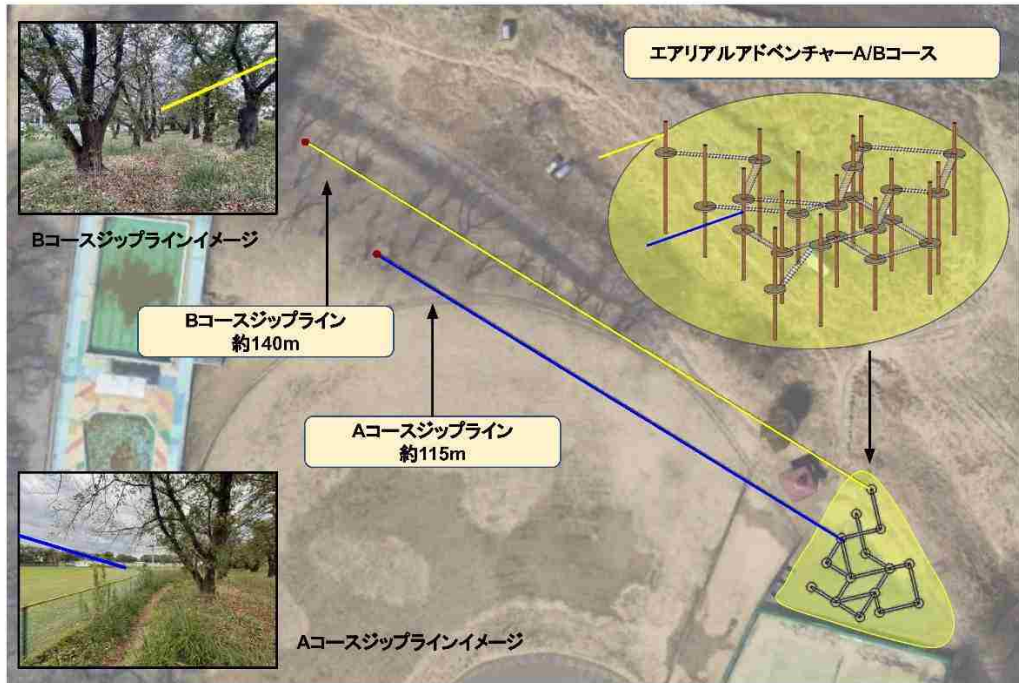


図 4.3-3_全体配置イメージ (事業者提供資料)

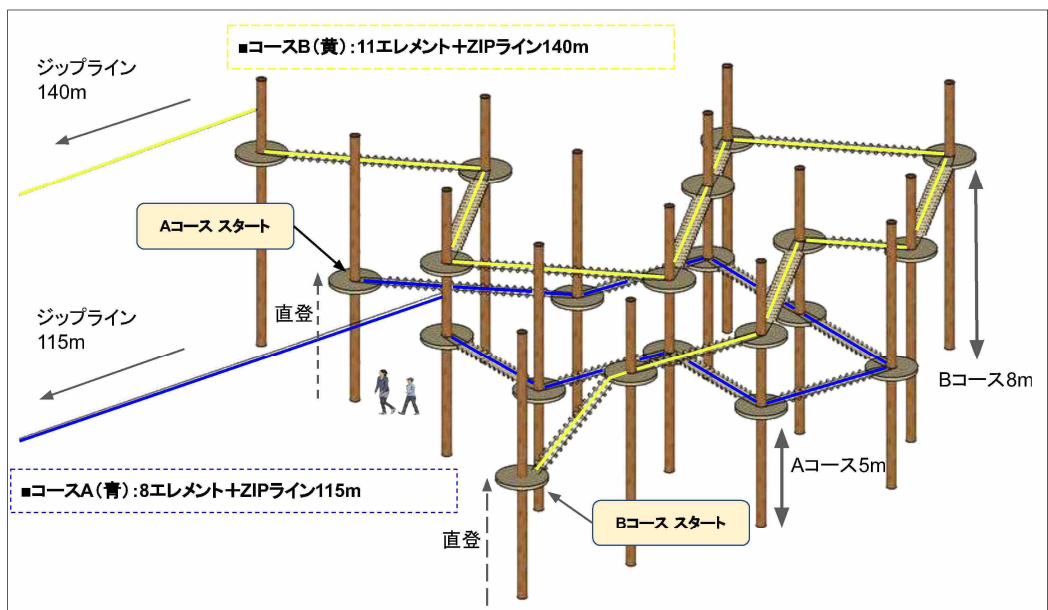


図 4.3-4_コースレイアウトイメージ (事業者提供資料)

※イメージです

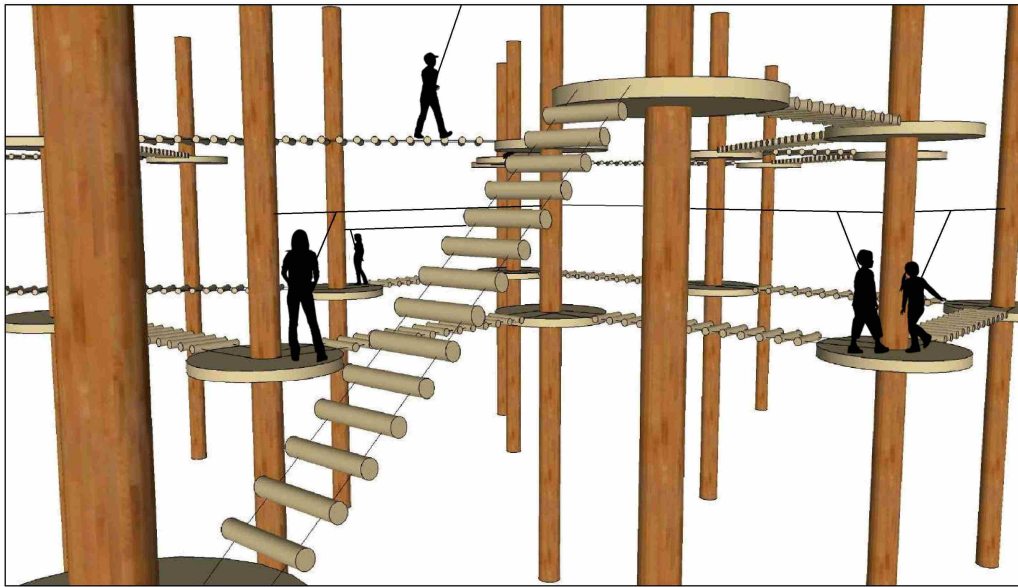


図 4.3-5_コースイメージ (事業者提供資料)



図 4.3-6_イメージ写真 (事業者提供資料)

2) その他遊具

厚木市のシンボルである「鮎」をイメージしたアスレチックを想定する。
河川占用を見据え、構造条件は次のとおりとする。

●構造条件

- ・洪水時の流水阻害とならない。(洪水時は撤去可能な構造)
- ・洪水時の流速に対し安定した構造とする。
(遊具基礎等が流出して他の河川管理施設等に影響を与えない構造)



図 4.3-7_施設整備イメージ (1) (事業者提供資料)

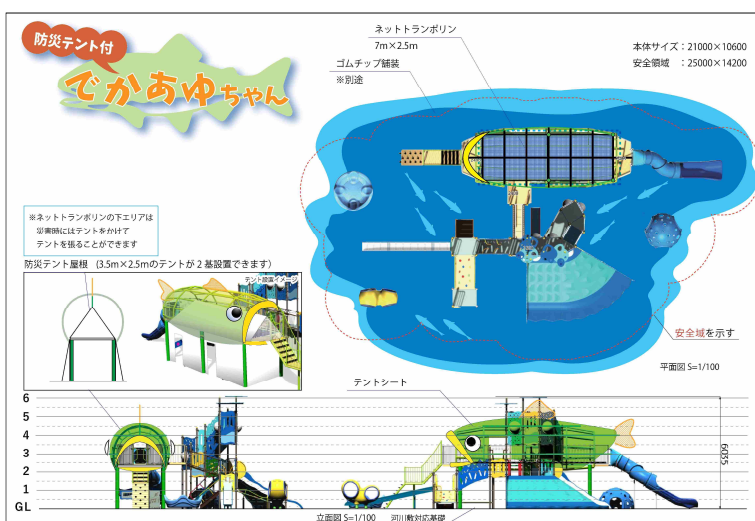


図 4.3-8_施設整備イメージ (2) (事業者提供資料)

(3) 親水施設設置の整理

親水施設の設置については、「通水部の利活用」及び、派生利用に着目した施設とし、「じゃぶじゃぶ池」、「鮎のつかみ取り施設」、「川床」の設置を想定する。なお、施設の設置可否については、河川管理者との協議が必要となる。

1) じゃぶじゃぶ池

本事業地は、自然河岸（河原）が広がる区域であり、通水部まで直接アプローチして河川に触れ合うことが可能な空間となっているが、人的要因以外で生じる事故等の危険リスクを完全に排除することは困難である。

このため、比較的安全に水との触れ合いができる施設として、基本設計を踏襲し、じゃぶじゃぶ池を計画する。

なお、じゃぶじゃぶ池は、後述する、鮎のつかみ取り施設の代替施設としての利用も想定している。

河川占用を見据え、構造条件は次のとおりとする。

●構造条件

- ・洪水時の流水阻害とならない。
- ・洪水時の流速に対し安定した構造とする。

（流出して他の河川管理施設等に影響を与えない構造）

2) 鮎のつかみ取り施設

本事業地は、全国有数の鮎の遡上量であり、鮎釣りが盛んに行われている。また、「あつぎ鮎まつり」時には、鮎のつかみ取りが実施されている。

このため、親水施設として、「鮎のつかみ取り施設」を計画する。

なお、河川占用を見据え、構造条件は次のとおりとする。

●構造条件

- ・洪水時の流水阻害とならない（撤去可能な仮設物とする。）。

3) 川床

本事業地のうち、小鮎川沿いは、通常時の水深は15cm程度と浅く、比較的水が澄んでおり身近に水辺を感じられる空間となっている。特に、この空間は「くつろぎ」や「癒し」の空間としての活用が見込まれるため、親水施設として、「川床」を計画する。

なお、河川占用を見据え、構造条件は次のとおりとする。

●構造条件

- ・洪水時の流水阻害とならない。
- ・洪水時の流速に対し安定した構造とする。
(流出して他の河川管理施設等に影響を与えない構造)

4.3.3 利活用にあたっての必要機能における河川法上の影響

本項目では、「4.2.5 必要機能の整理」にて整理した、本事業地を利活用するための必要機能について、厚木市の水辺空間利活用想定箇所と内容のイメージを整理し、河川法上の課題を抽出し課題解決のための対応方法を検討した。

各項目の整理検討一覧を次頁に示す。

表 4. 3-2_利活用にあたっての河川法上の課題及び課題解決のための対応方法整理一覧

	対象箇所及び機能	準則への適用	河川法上の課題	対応方法など
1	全体： 水辺空間の利活用	—	・本事業域及び利活用想定区域は、河川区域内であるため、収益が生じる利活用や構造物の設置などが河川法により制限を受ける。	・収益が生じる利活用については、河川空間のオープン化を河川管理者より受ける必要がある。 ・構造物の設置等については、河川整備計画で定められている治水・利水・環境の各計画に合致したものであり、かつ「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等の基準類に適合した構造物計画とすることが必要 ※上述の2項目を満足したからといって、河川占用が必ず認められる訳ではないことに留意が必要
2	駐車スペース（南側） （低水路）	十一 その他施設	・3号地指定をしていない河道（低水路）内であるため、盛土及び舗装など大掛かりな整備は基本的に不可	・流下能力に余裕のある河道断面であっても、盛土などで現況河道断面を狭める行為は認めてもらえない可能性が大きいため、現況の地形（土地の形状）の利用が原則となる。 ・舗装等により粗度係数が下がる（流速が上がる）可能性がある場合、現況の護岸など河川管理施設影響を懸念して舗装等の行為を認めてもらえない可能性があるため、現況の粗度係数から大きく変化がないことの整理が必要 ※河川整備計画にて河川管理者が実施している準二次元平面解析における河道モデルの粗度係数を確認する必要がある。
		十一 その他施設	・堤防道路からの現況進入路（取付道路）は逆坂路となっているため、既設坂路を活用した坂路幅員の拡幅や縦断勾配の変更等は不可	・「河川管理施設等構造令」に準拠した坂路計画が必要 ・坂路自体は、河川管理施設である（既存不適格）ため、河川管理者側と協議し改修するよう促す。
3	バーベキュー広場	六 バーベキュー場	・建物等の設置は不可 ・河川法とは別に給排水の処理が課題	・現況地盤整地及び仮設によるバーベキュー台設置であれば認められると考えられる。 ・給排水施設、浄化槽等の新設などについては、「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した施設計画の検討が必要
4	多目的広場（土）	一 広場	・現況と利活用形態及び土地の形状等が大きく変わらないため、河川法令上の課題は特に生じない。	—
5	多目的広場（芝）	一 広場	・現況と利活用形態及び土地の形状等が大きく変わらないため、河川法令上の課題は特に生じない。	—
6	桜桟敷	二 イベント施設	・洪水の流下阻害や流況に変化を与える工作物の設置は基本的に認められない。	・仮設物（洪水時等撤去可能）であれば設置が認められると考えられる。
7	木製デッキ	二 イベント施設	・永久工作物の設置は不可	・仮設物（洪水時等撤去可能）かつ、既存堤防への影響がなければ設置が認められると考えられるが、常設の場合、「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した計画が必要
8	じゃぶじゃぶ池 水路	六 一広場と一体をなす その他施設	・建築物などの新設は不可 ・既設堤防に影響のある範囲や深度の掘削は基本的に不可	・現況地盤を掘削するため、流下能力上問題はない。 ・掘削範囲と規模については、「工作物設置許可基準」に準拠した施設計画が必要 ・池に利用する水の供給については、ポンプからオープン水路とする案と暗渠（圧力管または自由水面）とする案があり、いずれの場合においても「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した施設計画が必要であり、また、バーベキュー広場からの排水が流れ込まないような構造形式の工夫が必要である。
9	管理棟【改修】 （既存施設）	六 案内所	・既存不適格構造物である。	・改修程度であれば、現行の河川占用にて利活用可能である。
10	階段護岸	十一 その他施設	・河川管理者以外が河川管理施設に護岸等の設置を行う場合は、河川法に基づく手続が必要	・本事業において階段護岸工を設置しようとする場所は、基本設計における河道法線を踏襲した盛土計画により階段護岸を設置する計画とするが、「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した計画とするほか、河川整備計画流量流下時の流下能力に影響がないことを証明することで、認められる可能性がある。
11	コンテナ、キッチンカー （受付・倉庫）等	六 飲食店、売店	・建築物などの新設は不可	・仮設物（洪水時等撤去可能）かつ、既存堤防への影響がなければ設置が認められると考えられる。
12	リラククスチェア テント、ハンモック等	六 オープンカフェ 七 日よけ	・建築物などの新設は不可	・仮設物（洪水時等撤去可能）かつ、既存堤防への影響がなければ設置が認められると考えられる。
13	流れ橋（ガタガタ橋）	三 遊歩道	・H.W.L.次及び桁下余裕のとれていない橋梁設置は原則不可能である。	・沈下橋でかつ流木閉塞等による堰上げ等の懸念がない場合は、認められると考えられる。
14	ドローン飛行場	一 広場	・洪水の流下阻害や流況に変化を与える工作物の設置は、基本的に認められない。	・現況地盤の整地であれば河川占用により可能である。
15	木道	三 遊歩道	・洪水の流下阻害や流況に変化を与える工作物、護岸等の現況河川管理施設に影響を与える工作物の設置は、基本的に認められない。	・現況地盤面よりも飛び出さない工作物で、「河川管理施設等構造令」及び「工作物設置許可基準」に準拠した構造形式であれば、認められる可能性がある。 ※例：高水敷であれば、コンクリート基盤にアスファルト等で舗装をした遊歩道など。
16	川床	十 川床	・洪水の流下阻害や流況に変化を与える工作物の設置は、基本的に認められない。	・仮設物（洪水時等撤去可能）であれば設置が認められると考えられる。
17	ジップライン	十一 その他施設	・洪水の流下阻害や流況に変化を与える工作物の設置は、基本的に認められない。	・仮設物（洪水時等撤去可能）であれば設置が認められると考えられる。 ・堤防側に設置する工作物については、「河川管理施設等構造令」及び「工作物設置許可基準」等に準拠した構造形式とする必要がある。 ※事例あり【秩父ジオグラフィックパーク】
18	桟橋 屋形船係留	四 船着き場 八 船上食事施設	・自己流区間での船舶の常時係留は基本的に認められていない。	・船着き場の整備については、河川管理施設として防災船着き場を整備し河川占用する方法がある。 ・浮き桟橋については、自己流によらない感潮区間や湖沼区間では設置が認められている。
19	トイレの拡充	六 広場と一体をなす その他施設	・洪水の流下阻害や流況に変化を与える工作物の設置は、基本的に認められない。	・国土交通省通達にて、高水敷へのトイレ設置（本設含む）は認められる場合がある。別途建築物としての必要法令を満足する必要がある。
20	鮎のつかみ取り	二 イベント施設	・現況で砂礫堆積地となっている箇所の掘削であり、イベント実施時のみの設置（イベント終了後は現況復旧）となるため、滞筋の改変等による既存河川管理施設への影響は生じない。	—
21	テニスコート ※河川空間のオープン化 から適用除外	—	・河川空間のオープン化の概念（良好な河川空間の創出、水辺空間の利活用）に当てはまらないため、オープン化に係る整備が困難	・「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等の基準類に適合した構造物計画とすることが必要

4.3.4 対象箇所及び機能ごとの対応方法の概略検討

「(4) 利活用にあたっての必要機能における河川法上の影響」で示した対応箇所及び機能ごとの対応方法などについて、実現可能性の概略検討を実施する。

(1) 全体：水辺空間の利用

本事業地においては、民間活力(収益事業を含む)を用いた水辺の利活用を実施するため、河川管理者より河川空間のオープン化の区域指定を受けることで、民間活力を用いた事業等の実施が可能となる。

本事業については、区域指定要望書の中に「河川敷地占用許可準則」の適用事項を記載することとし、記載する適用事項の内容を次に示す。

※根拠資料となる【河川敷地の占用許可について(抜粋)】は別途示す。

■準則への適合状況

① 都市・地域再生等占用方針(準則第二十二第3号)

占用の許可を受けることができる施設は、準則第二十二第3項に掲げる施設のうち、次のものとする。

広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船舶係留施設、これらの施設と一体となす飲食店、オープンカフェ、広告版、広告柱、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、案内所、ひよけ、船上食事施設、川床、その他都市及び地域の再生等のために資する施設。

② 都市・地域再生等占用主体(準則第二十二第4号)

占用の許可を受けることができる者は、準則第二十二第4項第一号に基づき、厚木市とする。

③ 地域の合意について(準則第二十二第5号)

今後、厚木市及び地域住民等で構成する河川利用調整協議会を発足し、本事業地の利活用について合意を得る方針である。

④ 治水上又は利水上の支障について(準則第二十二第6号)

占用許可に当たっての準則第八から第十一への適合状況は次のとおりであり、河川管理上の支障はないと認められる。

ア) 準則第八(治水上又は利水上の基準)

工作物を設置する際は、治水上又は利水上の支障を生じさせないよう占用申請の都度、個別に判断するものとする。

イ) 準則第九(他の者の利用との調整等について)

本事業地の一部は、すでに既存施設が河川占用を受けている箇所であることや、堤防から河岸までの一般利用者の動線等も確保されているため、他の者の河川利用との障害になっていない。また、使用料を設定する区域は、本事業地の一部であり、備

品の貸し出しやアクティビティの利用等に対しての料金設定による使用料の徴収が主であるため、河川の自由使用の原則は最低限担保できると考える。

ウ) 準則第十（河川整備計画等との調整等について）

当該河川の河川整備計画である「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」において、本事業地は河川整備計画対象区間として指定されていない（計画対象期間：約30年）。

また、同計画においては、「人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」として、「人と河川との豊かなふれあいの確保については、自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係自治体や地域住民と調整し実施する。」「河川利用に関する多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進する。」といった記載があることから、同計画に沿ったものであると認められる。

エ) 準則第十一（土地利用状況、景観及び環境との調整について）

本事業地の一部は、すでに既存施設が河川占用を受けている箇所であることや、今回申請する利活用計画（土地利用計画）が周囲の状況に配慮した計画としているため、景観及び環境との調和は図られていると判断する。

(2) 駐車場（南側）

現況の粗度係数と舗装実施後の粗度係数が大きく変わることがなければ、特に問題ないと考えられる。

(3) バーベキュー広場

現況地盤の整地程度での整備となるため、特に問題ないと考えられる。

(4) 多目的広場（土）

現況の土地利用と同様であるため、特に問題ないと考えられる。

(5) 多目的広場（芝）

現況の土地利用と同様であるため、特に問題ないと考えられる。

(6) 桜棧敷

仮設構造物（洪水時撤去可能）であれば、特に問題ないと考えられる。

(7) 木製デッキ

現況で止水域であり、河道部分への張り出しを H. W. L. + 余裕高以上とし、木製デッキの基礎形状が現況堤防の 2H 内に対し縦断工作物とならず、かつ現況堤防の治水機能に影響を与えない状況であれば、特に問題ないと考えられる。

(8) じゃぶじゃぶ池及び水路

じゃぶじゃぶ池については、「工作物設置許可基準（設置の基準第十）」に準拠した次の計画とすることで、特に問題ないと考えられる。

現況の堤防及び河岸からも十分に離れた位置であり、かつ現況で止水域となる箇所への設置となるため問題ないが、洪水時における水路付近の乱流や、渦流等の発生が懸念される箇所については、河川横断方向に水路を設置する場合の考え方を参考に、高水敷保護工を設けるなどの処理を計画する。

(9) 管理棟（既存施設の改修）

既存不適格構造物であるが、改修程度であれば現況の河川占用の範囲で利活用可能であるとされる。

(10) 階段護岸

河川管理施設ではないが、河川管理施設等構造令や工作物設置許可基準に準拠することで、問題ないと考えられる。

(11) コンテナ、キッチンカー 等

洪水時撤去可能な仮設構造物であり、既存堤防等河川管理施設への影響がないため、特に問題ないと考えられる。

(12) リラックスチェア、テント、ハンモック 等

洪水時撤去可能な仮設構造物であり、既存堤防等河川管理施設への影響がないため、特に問題ないと考えられる。

(13) 流れ橋（ガタガタ橋）

低水路内に橋梁を設置することは基本的に認められていないが、上流側への堰上げの影響が無い場合や堰上げがあった場合でも河積阻害の影響が小さいと考えられる場合などであり、かつ、上部構造が、洪水時等に流出することのないよう必要な対策を講じた場合において、潜水橋の設置が認められている例もある。

このため、堰上げを起こさない構造形式として洪水時に上部工が浮き上がり、下部工と分離される「流れ橋」形式とすることで、特に問題ないと考えられる。

(14) ドローン飛行場

現況地盤の整地であるため、特に問題ないと考えられる。

(15) 木道

現況地盤面よりも飛び出さない構造形式とすることで、流水への影響や河積阻害などの影響は生じない。

また、「工作物設置許可基準（設置位置の選定基準第二十九）」を参考に、流水による木道端部の洗掘防止を目的として緩衝材（かごマット）等を設置することにより、現況地形や周辺の河川構造物への影響も生じないと考えられるため、特に問題ないと考えられる。

なお、かごマットなどを設置する場合、鉄線の腐食や損傷による破断により、利用者にケガ等を負わせてしまうおそれがあるため、安全利用の観点にも着目した維持管理が必要となる。

(16) 川床

仮設構造物（洪水時等撤去可能）であれば、特に問題ないと考えられる。

(17) ジップライン

仮設構造物（洪水時等撤去可能）であれば、特に問題ない。施設のスタート地点側の構造については、二線堤形状となっている河道内の盛土でかつ、H. W. L. 以上の箇所を設置するこ

とで、治水機能上の問題も生じないと考えられる。

(18) 屋形船係留施設

屋形船係留施設の設置については、設置を検討している位置が止水域の下流端部に位置していること、また、洪水流下部であっても河川管理上必要な防災船着き場の設置が認められていることから、特に問題ないと考えられる。

なお、設置位置や構造形式などの詳細な諸元については、「工作物設置許可基準」等の準拠が必要である。

(19) トイレの拡充

国土交通省通達及び建築関係法令を満たすことで、特に問題ないと考えられる。

(20) 鮎つかみどり

現況で砂礫堆積地となっている箇所掘削であり、イベント実施時のみの設置（イベント終了後は現況復旧）となるため、濬筋の改変等による既存河川管理施設への影響は生じないと考えられるため、特に問題ないと考えられる。

(21) テニスコート

テニスコート周囲の防護ネットを洪水時撤去可能な仮設構造物とし、設置位置等を「河川管理施設構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した諸元とすることで特に問題はないと考えられる。

なお、テニスコート路面の舗装の種類（粗度）によっては、洪水時等の流速が速くなり周辺の河川管理施設に影響を与える恐れがあるため、材料選定に留意するとともに、必要に応じ流況解析等を実施することが望まれる。

4.3.5 本事業において今後検討を進める整備施設の内容

本事業において必要とされる整備内容の検討での整理内容に対し、地元要望の変更や河川占用協議での協議結果を踏まえ、本事業において今後検討を進める整備施設について再整理を行う。

再整理した結果一覧及び利活用機能図を次頁に示す。

表 4.3-3_本事業において今後検討を進める施設整備の内容一覧

	対象箇所及び機能	本事業における整備対象施設	整備対象外とする理由	整備における留意事項
1	全体： 水辺空間の利活用	—	—	・収益が生じる利活用については、河川空間のオープン化を河川管理者より受ける必要がある。 ・構造物の設置等については、河川整備計画で定められている治水・利水・環境の各計画に合致したものでありかつ「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等の基準類に適合した構造物計画とすることが必要
2	駐車スペース（南側） （低水路）	駐車スペース○	—	・河川占用協議により、現況砂礫地の不陸整正程度の整備を前提
		坂路○	—	・現況坂路をそのまま利用
3	バーベキュー広場	○	—	・現況地盤整地及び仮設によるバーベキュー台設置は、河川占用により可能 ・給排水施設、浄化槽等の新設などについては、「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した施設計画の検討が必要
4	多目的広場（土）	○	—	・現況と利活用形態及び土地の形状等が大きく変わらないため、河川法令上の課題は特に生じない。
5	多目的広場（芝）	○	—	・現況と利活用形態及び土地の形状等が大きく変わらないため、河川法令上の課題は特に生じない。
6	桜栈敷	○	—	・仮設物（洪水時等撤去可能）とする。 ・本事業では、コンテナハウスの屋上をテラスとすることで機能を代替して整備を計画
7	木製デッキ	×	・多目的広場のスペース確保及び、類似機能の整備計画があるため	—
8	じゃぶじゃぶ池 水路	○	—	・現況地盤を掘削するため、流下能力上問題はない。 ・掘削範囲と規模については、「工作物設置許可基準」に準拠した施設計画が必要 ・池に利用する水の供給については、ポンプからオープン水路とする案と暗渠（圧力管または自由水面）とする案があり、いずれの場合においても「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した施設計画が必要であるため、詳細設計時に構造諸元の検討が必要 ・バーベキュー広場からの排水が流れ込まないような構造形式の工夫が必要である。
9	管理棟【改修】 （既存施設）	—	—	・改修程度であれば、現行の河川占用にて利活用可能
10	階段護岸	○	—	・本事業において階段護岸工を設置しようとする場所は、基本設計における河道法線を踏襲した盛土計画により階段護岸を設置する計画とするが、河川整備計画流量流下時の流下能力に影響なく、「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」に準拠した構造諸元とし、工事による一時占用や、施工完了後の河川占用手続を実施する前提で施設整備を計画する必要がある。
11	コンテナ（カフェ、休憩施設、倉庫）、キッチンカー（受付・倉庫）等	○	—	・仮設物（洪水時等撤去可能）とする。 ・コンテナハウスは、「建築基準法」による建築計画通知（建築許可申請）が必要
12	リラクステア テント、ハンモック等	○	—	・仮設物（洪水時等撤去可能）であれば設置が認められる。
13	流れ橋（ガタガタ橋）	×	・河川占用協議により、中洲部分の河川占用が難しいため	—
14	ドローン飛行場	○	—	・現況地形をそのまま利用
15	木道	△	—	・現況地盤面よりも吐出工作物で、「河川管理施設等構造令」及び「工作物設置許可基準」に準拠した構造形式で施設整備を計画
16	川床	△	—	・流水阻害にならない構造形式による施設整備を計画
17	遊具（ジップライン）	△	—	・ジップラインが整備不可と判断された場合でも、何らかの遊具について整備を検討する。
18	栈橋 屋形船係留	×	・河川占用協議により、当該施設の構造形式による通水部への施設計画が難しいため	—
19	トイレの拡充	○	—	・「河川管理施設等構造令」、「工作物設置許可基準」、「国土交通省通達」に準拠した構造形式で施設整備を計画 ・「建築基準法」による建築計画通知（建築許可申請）が必要
20	鮎のつかみ取り	△	—	・仮設物（洪水時等撤去可能）とする。 ・社会実験の実績がある。
21	テニスコート ※河川空間のオープン化から適用除外	○	—	・「河川管理施設等構造令」や「工作物設置許可基準」等の基準類に適合した構造物計画とすることが必要

凡例：
 ×：河川管理者による許可がみとめられないため、厚木市も整備を想定しないこととした施設。
 △：整備対象施設だが、河川占用協議が困難であると想定される施設。
 ○：河川占用協議で河川占用許可が認められる可能性が高いと想定される施設（整備対象施設）。
 ※赤字箇所は、当初計画より河川占用協議等を踏まえ変更した内容。



図 4.3-9_機能図